建築確認申請書の書き方

住宅メーカー型式用

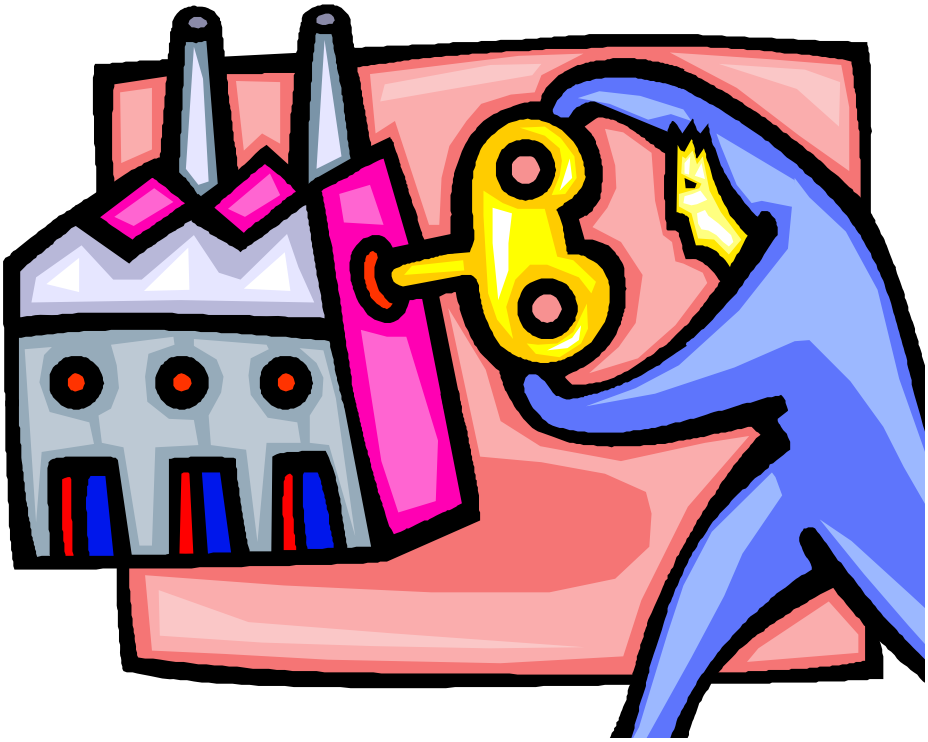

静岡県内に新築する

・「プレハブ住宅2階建」を中心に作成しています。
・ご不明な点は必ず担当者にご相談ください。

(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター

H29.10.01 改正
（R04.04.01 改訂版）

― ご 案 内 ―

いまさら、確認申請書の書き方！と思われる方もいると思いますが、「基準法どおりの申請の書き方」と「よくあるまちがい」をまとめてみました。

「基準法どおりの申請の書き方」とは、「行政指導等」を切り離し、基準法、条例に規定されている本来の申請の方法です。（申請時の必要な添付書類、記述内容はすべて基準法(施行規則)及び条例(施行細則)に規定されています。必要のないものは添付、記入しない！）

基準法のなかに、「特例」という規定があります。今回は、プレハブ住宅の認定型式にしぼってまとめてみました。

確認申請の特例(便利、はやい、スリムに！)について

～特例とは、？ 一般の住宅は建築士の責任で設計し、監理してください。プレハブ住宅もメーカーの責任で建ててください。そのかわり、審査・検査は**スリムに！**にします。**・・・ということです。～**

お客さんは、<u>審査時間が短くなり（はやい）、</u>当センターも待ち時間を短くする（便利）ことができます。

特例が適用になる建物とは？

対象となる建築物			備考：消防同意の簡素化（法 93 条、令 147 条の 3）
法６条の４第１項の区分		令１０条第１項の区分	
	（２号）認定型式に適合する建築物の部分を有する建築物	①号(**特例あり1**)、法６条の４第１項第２号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が令第１３６条の２の１１第１号に掲げるものであるもの。	同意不要
法６条１項４号に掲げる建築物	（３号）建築士が設計した建築物の建築（新築、増築、改築、移転）	③号(**特例あり3**)、防火・準防火地域以外の一戸建ての住宅（専用住宅及び次の a～ｂに該当する併用住宅を含む） a. 住宅以外の部分の床面積の合計≦５０㎡ b. 住宅以外の部分の床面積合計＜延べ面積×1/2	同意不要
		④号(**特例あり4**)、上記③号以外の建築物	**同意必要**

施行令第10条の認定型式の建築物

添付図書、何がいるのか、何がいらないのか？

○･･･いるもの　×･･･いらないもの　△･･･該当時いるもの　ー･･･図面不要

●建築基準法施行規則(国土交通省令)に基づき確認申請に添付を求めている図書及び明示すべき事項

図書の種類		明示すべき事項	建築物の種別 令第10条(特例有) 型式適合認定	製造者認定
	委任状	代理者の委任状(原本又はその写し)	○	○
	公図写し	不動産登記法に基づく土地登記簿の付図	○(＊1)	○(＊1)
	がけ地の断面図	建物までの距離、がけの形状、土質を示す図書(ガケ地付近の場合)	△	△
	壁量計算書	木造建築物の壁量計算書	×(＊2)	×(＊2)
	工事監理計画届	工事監理計画(原本又はその写し)	○(＊1)	○(＊1)
	建築計画概要書	法施行規則第3号様式（第1条の3、第6条の3、第11条の4関係）	○	○
	建築工事届	法施行規則第40号様式（第8条、法15条関係）	○	○
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	○	○
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	○	○
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	○	○
	地盤面算定表	地盤面を算定するための算式 (建築物に接する周囲の地面に高低差がある場合のみ添付)	△	△
(い)	**付近見取り図(1/2500～1/3000)**	方位、道路及び目標となる地物	○	○
		地域地区（用途地域） 都市計画施設（都市計画道路や公園等）	○(＊1)	○(＊1)
		~~隣地にある建築物の位置及び用途~~	○	○
	配置図	①縮尺　②方位	○	○
		③敷地の境界線	○	○
		④敷地内における建築物の位置	○	○
		⑤申請に係る建築物と他の建築物との別	○	○
		⑥擁壁	○	○
		・井戸の位置	×	×
		⑦合併処理浄化槽の位置	○	○
		⑧土地の高低、及び周囲の地面と建築物が接する各高さ	○	○
		⑨建築物の各部分の高さ	○	○
		⑩敷地の接する道路の位置、幅員及び種別並びに接する部分及びその長さ、道路中心線、路面中心高さとの高低差	○	○
		⑪ひさしその他容積率の算定にあたり建築物から除かれる部分の位置、高さ、及び構造：令135条の18	△	△
		⑫隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離：法56条1項2号 (第1、2種低層住居専用地域は除く)	○	○
		⑬令130条の12(道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)に掲げる建築物(1.2m超の門塀など)の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積	△	△
	配置図	⑭法第56条第2項に規定する後退距離(道路斜線制限に係る建築物から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のもの)	○	○
		⑮法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度(道路、隣地、北側斜線の許容高さ)	○	○
		⑯敷地に接する道路の位置及び幅員並びに令20条第2項第1号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅：法28条第1項	○	○
		⑰水平距離：令20条第2項第1号	○	○
		⑱敷地内における通路の幅員：令128条	△	△
		⑲常用の電源の種類、位置及び構造：法32条	○	○
		⑳・建築物の外部の給水タンク等の位置 ・配管設備の種別及び配置：令129条の2の5	○	○
	各階平面図	①縮尺　②方位	○	○
		③間取	○	○
		④各室の用途及び床面積	○	○
		⑤壁の位置及び種類	○	○
		・筋かいの位置及び種類　・通し柱	×	×
		⑥開口部の位置	○	○
		・防火設備の位置 ・延焼のおそれのある部分の外壁の構造 ・防火地域又は準防火地域の境界線	×	×
		⑦換気設備	×	×
		⑧住宅用防災機器の位置及び種類	○	○
		⑨給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	○	×
		⑩外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造	△	×
		⑪危険物の数量表･工場･事業調書	△	△
		⑫延焼のおそれのある部分	○	○
		⑬界壁の位置、遮音性能及び構造 ・界壁の材料の種別及び寸法 ・小屋組の構造 ・給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別	×	×
		⑭採光上の無窓のチェック ・令第116条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積 ・令第116条の2第1項第2号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積	×	×

●建築基準法施行規則(国土交通省令)に基づき確認申請に添付を求めている図書及び明示すべき事項

図書の種類		明示すべき事項	建築物の種別 令第 10 条(特例有) 型式適合認定	製造者認定
(ろ)	二面以上の立面図	・縮尺	○	○
		・開口部の位置	○	○
		・延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	○	○
		・垂直距離：令 20 条第 2 項第 1 号	○	○
	二面以上の断面図	・縮尺	○	○
		・各階の床及び天井の高さ	○	○
		・軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	○	○
(は)	基礎伏図	・縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	○	—
	各階床伏図		○	—
	小屋伏図		○	—
	構造詳細図		○	—
(1)	**施工方法等計画書**	・使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画 ・構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 ・コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 ・コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	○	○
(3) ～ (5) (40) ～ (43)	耐火構造等の構造詳細図	・屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法(すべて) ・延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法(木造建築物等に限る) ~~・延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法~~ ~~(法 24 条木造建築物等に限る)~~ ・主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法(防火、準防火地域の建築物に限る)	△	×
(10)	**開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書**	・居室面積 ・開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	○	○
(11)	**使用建築材料表**	・内装材の種別・使用部分・当該面積(シックハウス) ・部分ごとの面積に種別ごとの数値を乗じた面積の合計	○	×
	有効換気量等の計算書	・有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法 ・換気回数及び必要有効換気量	○	×
	給気又は排気能力の計算書(ダクト方式の場合)	・給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 ・換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法	△	×
4 項 (4)	**合併処理浄化槽の認定書等**	・合併処理浄化槽の形状、構造及び大きさ(認定シート等) ・「し尿浄化槽の概要書」、「し尿浄化槽に関する通知書」 ・合併処理浄化槽の認定書	△	△

規制対象外の建材については、面積の明示は不要となります。

(29)	配置図等	・別表参照(道路高さ制限適合建築物)	法 56 条7項(天空率)
		・ 〃 (隣地高さ制限適合建築物)	
		・ 〃 (北側高さ制限適合建築物)	
	日影図	・ 縮尺	(対象建築物) ・ 第1種低層住居専用、第2種低層住居専用地域、田園住居地域内の建築物で 軒高 7mを超え又は地上3階以上の建築物 ・ 1 種中高層住居専用、第2種中高層住居専用地域の建築物で高さ 10mを超える建築物 ・ 第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、準工業地域の建築物で 高さ 10mを超える建築物 ・ 用途地域の指定のない区域の建築物で イ) 軒高 7mを超え、又は、地上3階以上の建築物 ロ) 高さ10mを超える建築物 ・ 対象区域外にある高さ 10mをこえ、対象区域内の土地に日影を生じさせる建築物 **上記の内、条例で指定するものに限る！**
		・ 方位	
		・ 敷地境界線	
		・ 敷地内における建築物の位置	
		・ 建築物の各部分の平均地盤面からの高さ	
		・ 法別表第4(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線	
		・ 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員	
		・ 隣地又はこれに連接する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面	
		・ 法第 56 条の2第1項に規定する水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び 10 メートルの線(以下「測定線」という。)	
		・ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から 30 分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状	
		・ **建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間**	
		・ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあっては午前9時から午後3時まで)の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線	
	日影形状算定表	・ **平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式**	
	平均地盤面算定表	**建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式**	

フラット 35(一戸建ての住宅)利用の場合は、他に立面図（２面以上）・矩計図・公庫仕様書（仕上表、建築設備表を含む）が必要です！

(注 1)：(*1)建築基準法施細則(静岡県細則第2条)により添付を求めている。
(*2)「壁量計算書」は静岡県建築基準条例第 10 条の 2 において壁量計算を適用する場合は必要添付図書となります。
条例の適用を適用除外した場合も、細則(静岡県細則第 6 条の 2)において、中間検査申請時の必要書類となります。

※申請書の作製時に綴じる順番（審査しやすい）は次のとおり。

1、 確認申請書

2、 委任状（申請を代理者に委任する場合）

3、 型式適合認定書又は型式部材等製造者認証書

4、 適合証明、許可書等（都市計画法施行規則第 60 条適合証明）

5、 ホルムアルデヒド関係の別紙（換気計算書、天井裏等の措置、使用建築材料表）

6、 工事監理計画届

7、 し尿浄化槽の概要（浄化槽があるとき）

8、 浄化槽の「型式適合認定書」の写し（ 〃

9、 浄化槽の「認定書」の写し（ 〃 ）

10、案内図・都市計画図・公図・配置図

11、1、2 階平面図・採光等計算書

12、2 面以上の立面図・断面図・施工方法等計画書

13、フラット 35 申請書及び仕様書等

「1～12」の書類はセンターにより 15 年保存されます！（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等）

書類の保存期間がちがうため、最後に添付してください！（「13」の書類は 5 年保存のため：住宅金融支援機構）

そのほかに

① 建築計画概要書（行政に送るため綴じこまないように！）

② 工事届 （ 〃 ）

③ し尿浄化槽に関する通知書 （保健所に送るため綴じこまないように！）

第二号様式（第一条の三、第二条、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の五、第六条の三関係）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

提出日を記入してください。

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター
理事長　柳　敏幸　様

**理事長は
柳　敏幸 に
なりました**

**申請者には、原則として建築主を記入してください。
建築主が２名以上の場合は、全員の氏名を記載
※押印は不要です**

令和　０１年　５月　１日

申請者氏名　中村　町男

設計者氏名　杉山　漱石

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
令和　年　月　日			令和　年　月　日
第　号			第　号
係員氏名			係員氏名

**数字は算用数字を、
単位はメートル法
で、記入してください。**

電話が無い場合、「なし」または「＿＿＿」を記入してください。

建築主　　（第二面）

建築主が２人以上の場合は、すべて記入してください。その場合、「概要書・工事届」も同様です！注意

【1. 建築主】
【ｲ. 氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】　ナカムラ マチオ
【ﾛ. 氏名】　中村　町男
【ﾊ. 郵便番号】　４３０－０９４６
【ﾆ. 住所】　静岡県浜松市中区元城町２１６番地の４
【ﾎ. 電話番号】　０５３－４５９－２０７０

【2. 代理者】
【ｲ. 資格】　（　１級）建築士　（　大臣）登録
【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石
【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）知事登録
（株）杉山一級建築士事務所
【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２
【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１
【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５

建築主本人が、当センターへ直接申請に来ない場合は、代理者の委任状が必要です。

【3. 設計者】
(代表となる設計者)
【ｲ. 資格】　（　１級）建築士　（　大臣）登録第７７７７７７号
【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石
【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）知事登録第８８８８ 号
（株）杉山一級建築士事務所
【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２
【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番
【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５
【ﾄ. 作成した設計図書】すべて

建築士法により建築士の資格を必要としない場合でも欄の記入はしてください。建築士が自ら設計、管理をする場合も記入！

(その他の設計者)
【ｲ. 資格】
【ﾛ. 氏名】
【ﾊ. 建築士事務所名】　なし
【ﾆ. 郵便番号】
【ﾎ. 所在地】
【ﾍ. 電話番号】
【ﾄ. 作成した設計図書】
【ﾍ. 電話番号】
【ﾄ. 作成又は確認した設計図書】　すべて

代表となる設計者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者について記入！

(その他の設計者)
【ｲ. 資格】
【ﾛ. 氏名】
【ﾊ. 建築士事務所名】　なし
【ﾆ. 郵便番号】
【ﾎ. 所在地】
【ﾍ. 電話番号】
【ﾄ. 作成又は確認した設計図書】

代表となる設計者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者について記入！

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者
上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の２第１項の表示をした者
【イ.氏名】
【ロ.資格】構造設計一級建築士交付第　　号
□建築士法第20条の２第３項の表示をした者
【イ.氏名】
【ロ.資格】構造設計一級建築士交付第　　号
□建築士法第20条の３第１項の表示をした者
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号
□建築士法第20条の３第３項の表示をした者
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】
(代表となる建築設備に関し意見を聴いた者)
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 勤務先】
【ﾊ. 郵便番号】　　なし
【ﾆ. 所在地】
【ﾎ. 電話番号】
【ﾍ. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備に関し意見を聴いた者)
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 勤務先】
【ﾊ. 郵便番号】　　なし
【ﾆ. 所在地】
【ﾎ. 電話番号】
【ﾍ. 意見を聴いた設計図書】

【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 勤務先】
【ﾊ. 郵便番号】　　なし
【ﾆ. 所在地】
【ﾎ. 電話番号】
【ﾍ. 意見を聴いた設計図書】

代表となる建築設備に関し意見を聴いた者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての建築設備に関し意見を聴いた者について記入！

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【ｲ. 資格】　（　１級）建築士　（　大臣）登録第７７７７７７号

【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石

【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）

（株）杉山一級建築士事務所

【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２

【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１

【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５

【ﾄ. 工事と照合する設計図書】　すべて

工事監理者が決まっていない場合、工事には着手できません。

(その他の工事監理者)

【ｲ. 資格】

【ﾛ. 氏名】

【ﾊ. 建築士事務所名】　なし

【ﾆ. 郵便番号】

【ﾎ. 所在地】

【ﾍ. 電話番号】

【ﾄ. 工事と照合する設計図書】

代表となる工事監理者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入！

工事監理者の変更時は、工事監理者の追加として記入してください。（注：監理者の追加の場合、後問題が起きないよう、各監理者の工事監理の責任範囲を確認してください。）

【6. 工事施工者】

【ｲ. 氏名】　代表取締役　小村　一葉

【ﾛ. 営業所名】　建設業の許可（静岡県知事　）第（般ー１

小村建設株

【ﾊ. 郵便番号】　４２２－

【ﾆ. 所在地】　静岡県静

【ﾎ. 電話番号】　０５４－２

未定の時は、「未定」と記入してください。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

□申請済　（

□未申請　（

■申請不要

構造計算適合性判定が必要な場合は、適合性判定機関の名称及び所在地（市町村までで OK）を記入してください。
適合性判定が必要な場合で未申請の場合は、予定している申請先を記入してください。

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

□提出済　（

□未提出　（

■提出不要　（

省エネ基準適合性判定が必要な場合は、登録判定機関の名称及び所在地（市町村までで OK）を記入してください。
適合性判定が必要な場合で未提出の場合は、予定している提出先を記入してください。
また、提出不要の場合は、床面積を記入する等、次ページを参考に提出が不要である理由を記入してください。（延べ面積が 300 ㎡未満等、明らかな場合は記入不要です）

【9. 備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のﾌﾘｶﾞﾅ】ナカムラテイシンチクコウジ

【名称】中村邸新築工事

建築物の名称又は、工事名が決まっている場合は記入してください。

第二面【8】欄 ”提出不要”の場合の書き方 参考

【Ⅰ．棟新築の場合】

	提出不要の理由	記載内容	必要な図書
①	適用除外建築物のため	・左欄の事由 ・具体の用途名称	・適用除外用途であることを示す図書（適用除外が明らかな場合については不要）
②	高い開放性を有する部分（a）を除いた非住宅部分の床面積（A－a）が 300 ㎡未満のため	・左欄の事由 ・高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分（A－a）の床面積 ・複合建築物については 住宅／非住宅部分の床面積	・求積図等 （高い開放性を有する部分の位置と床面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） （常時外気に開放された開口部の位置とその面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） ・複合建築物については 住宅／非住宅部分の床面積を精査する場合にあっては、共用部分の住宅／非住宅の判断に係る根拠資料等
③	旧法の届出済のため	・左欄の事由	・受領印が押印された旧法の届出書の副本
④	みなし認定証取得のため	・左欄の事由 ・認定書の種別	以下の図書いずれか（写しで可） ・大臣認定書とその別添の一部 ・性能向上計画認定通知書と同申請書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書と同申請書

【Ⅱ．棟増築（改築）の場合】

	提出不要の理由	記載内容	必要な図書
①	適用除外建築物のため	・左欄の事由 ・具体の用途名称	・適用除外用途であることを示す図書（適用除外が明らかな場合については不要）
②	増改築に係る部分の床面積のうち高い開放性を有する部分（a）を除いた非住宅部分の床面積（A－a）が 300 ㎡未満のため	・左欄の事由 ・高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分の床面積 ・複合建築物については 住宅／非住宅部分の床面積	・求積図等 （高い開放性を有する部分の位置と床面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） （常時外気に開放された開口部の位置とその面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） ・複合建築物については 住宅／非住宅部分の床面積を精査する場合にあっては、共用部分の住宅／非住宅の判断に係る根拠資料等
③	「増改築後の非住宅部分の床面積（A＋A’）」に対する「増改築部分（非住宅部分に限る）の床面積（A）」の割合が 1/2 以下	・左欄の事由（特定増改築に該当する旨） ・複合建築物については、増改築後の非住宅部分の延べ面積、増改築部分（非住宅部分に限る）の床面積	・施行時点（H29.4）に現に存じていたことを証する図書（検査済証、登記簿抄本等） ・複合建築物については 住宅／非住宅部分の床面積を精査する場合にあっては、共用部分の住宅／非住宅の判断に係る根拠資料等
④	旧法の届出済のため	・左欄の事由	・受領印が押印された旧法の届出書の副本
⑤	みなし認定証取得のため	・左欄の事由 ・認定書の種別	以下の図書いずれか（写しで可） ・大臣認定書とその別添の一部 ・性能向上計画認定通知書と同申請書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書と同申請書

調整区域は、都６０条証明必要！

（第三面）

法２２条区域、区画整理施行地区、宅地造成等規制区域などの記入。

建築物及びその敷地に関する事

【1. 地名地番】静岡県浜松市中区 ２１６番地の

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
■都市計画区域内　（■市街化区域　□市街化 区域　□区域区
□準都市計画区域内　□都市計画区 び準都市計画区域

【4. 防火地域】　□防火地域　□準防火地　■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】
法２２条区域

２以上の道路がある場合大きい道路幅員、接道長記入してください。又、１つの前面道路の幅員が左右で違う時は、安全側として狭い方を記入してください。（単位：m）

【6. 道路】
【ｲ. 幅員】　４．０００m
【ﾛ. 敷地と接している部分の長さ】１３．２００m

（住居系）容積率=道路幅員×０．４
（工業系ほか）容積率=道路幅員×０．６
を、確認してください。
「道路幅員による容積率制限」

【7. 敷地面積】
【ｲ. 敷地面積】(1)（１６８．９６）（
(2)（　）（
【ﾛ. 用途地域等】（第一種住居）（　）（　）（　）
【ﾊ. 建築基準法第 52 条第１項及び第２項の規定による建築物の容積率】
（１６０．００）（　）（　）（　）％
第 53 条第１項の規
（６０．０　）（　）％
合計】(1)（１６８
(2)（　）㎡

角地・二面道路・地区計画より○/□・建築協定より○/□等記入。

角地・二面道路等の場合は、ここは１０％アップとなります。

【ﾍ. 敷地 築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】１６０．
【ﾄ. 敷地に 築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】６０
【ﾁ. 備考】

(08010) 一戸建ての住宅
(08020) 長屋
(08030) 共同住宅
(08060) 併用住宅
(08490) 自動車車庫　等を記入

【8. 主要用途】（区分　０８０１０）　一戸建ての住宅

【9. 工事種別】
■新築　□増築　□改築　□移

【10. 建築面積】（申請部分　）
【ｲ. 建築面積】（　６６．００）
【ﾛ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
（　６６．００）
【ﾊ. 建蔽率】　３９．０７

【11. 延べ面積】（申請部分
【ｲ. 建築物全体】（　１２９
【ﾛ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分
（
【ﾊ. エレベーターの昇降路の部分】
（
【ﾆ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の
【ﾎ. 認定機械室等の部分】（
【ﾍ. 自動車車庫等の部分】（
【ﾄ. 備蓄倉庫の部分】（
【ﾁ. 蓄電池の設置部分】（
【ﾘ. 自家発電設備の設置部分】

ﾛ. 地階の住宅等の部分	【ﾇ. 住宅の部分】及び【ﾙ. 老人ﾎｰﾑ等の部分】の 1/3 まで
ﾊ. 昇降路の部分	停止階分の全て
ﾆ. 共用部分	全て
ﾎ. 認定機械室等の部分	特定行政庁が認めたもの全て
ﾍ. 自動車車庫等	【ｲ. 建築物全体】の 1/5 まで
ﾄ. 備蓄倉庫	【ｲ. 建築物全体】の 1/50 まで
ﾁ. 蓄電池	【ｲ. 建築物全体】の 1/50 まで
ﾘ. 自家発電設備	【ｲ. 建築物全体】の 1/100 まで
ﾇ. 貯水槽	【ｲ. 建築物全体】の 1/100 まで
ﾙ. 宅配ﾎﾞｯｸｽ	【ｲ. 建築物全体】の 1/100 まで
ｦ. その他の不算入部分	その他法令で定められた数値まで

・上表に応じた面積は、【ﾖ. 延べ面積】に算入されません。
・地階の住宅部分には、居室・物置・浴室・便所・廊下・階段等（地下車庫、ＥＶの昇降路を除く）が含まれます。
・ｴﾚﾍﾞｰﾀｰの昇降路の部分ではｴｽｶﾚｰﾀｰ、小荷物専用昇降機は容積率不算入の対象となりません。
・認定機械室等は、住宅又は老人ホーム等に設ける「建築物のエネルギー消費性能の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備等を置く機械室で」で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが対象です。
・備蓄倉庫の部分とは、壁で囲まれた室で、図面に「備蓄倉庫」と明示があるものを指します。（倉庫に通ずる廊下は含まれません）
・蓄電池の設置部分とは、床に据え付けられたものに限り、ｷｬｽﾀｰ等で動いてしまうものは対象となりません。
・貯水槽の設置部分について、冷媒用・給水用など、水の用途は問いません。
・【ﾁ】、【ﾘ】、【ﾇ】欄の部分については、図面に用途を明示の上、他の部分との区別を明確に行ってください。（床材を変える・仕上材を変える等）
・建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分がある場合は、その面積を記入します。

（　　）（　　）（　　）㎡

【ヌ．貯水槽の設置部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ル．宅配ボックスの設置部分】

（　　）（　　）（　　）㎡

【ヲ．その他の不算入部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ワ．住宅の部分】　（　１２９．００　）（　　）（　１２９．００）㎡

【カ．老人ホーム等の部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ヨ．延べ面積】　１２９．００㎡

【タ．容積率】　７６．３５％

【ワ．住宅の部分】はハ～カの部分を除いた面積を記入。

【12．建築物の数】

【イ．申請に係る建築物の数】　１棟

建築物の数は、10㎡以内のものはカウントしません。でも、建築・延べ床面積には含めます。

平均地盤面からの高さを記入してください。（単位：m）

【13．建築物の高さ等】　（申請に係る建築物）　（他の建築物　　）

【イ．最高の高さ】　（　７．２５０）　（　　）m

【ロ．階数】　地上（　２）（　　）階

地下（　　）（　　）

【ハ．構造】　軽量鉄骨　一部　造

【ニ．建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無

【ホ．適用があるときは、特例の区分】

□道路高さ制限不適用　□隣地高さ制限不適用

「都市計画法施行規則第60条証明平成19年1月17日第0987号」等その他の証明や許可がある場合は、記入してください。

【14．許可・認定等】

【15．工事着手予定年月日】　令和01年　5月　10日

【16．工事完了予定年月日】　令和01年10月　10日

中間検査については次ページを参考にしてください。

※階数が3以上の建築物は、基礎の配筋工事の完了時および建方工事等の完了時の2回（工区分けする場合を除く）中間検査が必要です！！

回数を忘れずに！

【17．特定工程工事終

（第　回）　年　月　日（

（第　回）　年

（第　回）

できれば、カウントされない建築物を記入していただくと、わかりやすい。

「既存の物置3.2㎡、H=1.2mあり」等

【18．その他必要な事項】

型式部材等の製造者

【19．備考】

【既存不適格】

法86条の7又は法86条の8について適用を受けるときには、

・適用除外規定　・既存不適格適用日

・既存不適格適用理由、　・既存不適格備考

静岡市の場合、中間検査の「適用除外」条件の明示

「住宅の品質確保の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書を受ける住宅」

浜松市の場合、中間検査の「適用除外」条件の明示

「型式部材等の製造者による製造又は新築された建築物※」

※製造者認証であっても、基礎配筋時の中間検査は必要です！（H28.10.01）

又は、

「住宅の品質確保の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書を受ける住宅」

計画変更申請のときは、変更の概要を記入してください。

平成 28 年 10 月 1 日に静岡県内の中間検査に関する告示が改正され、階数が３以上となる建築物について「基礎に鉄筋を配置する工事」が特定工程に追加されました。

【ケース①：階数が２以下の住宅の中間検査（特定工程）】

一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿及び児童福祉施設等※（入所者の寝室があるもの）又はこれらと併用する建築物は、建方工事等のタイミングで中間検査が必要です。
※　静岡市・浜松市の場合は「児童福祉施設等」の場合及び「建設性能評価」を受けている場合は対象外。
※　浜松市の場合は製造者認証を受けた者により製造又は新築された場合は対象外。

増築の場合は、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が 60 ㎡を越えるものが必要です。

→　特定工程は「屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事」（木造の場合）

中間検査が必要なケースの例
①　用途が住宅の新築工事（床面積に係らず）
②　住宅のはなれの増築（60 ㎡を超える場合）
③　既存物置のみある敷地への住宅の増築工事
　→住宅は新築とみなす（床面積に係らず）
④　店舗併用住宅へ、住宅部と店舗部分との合計が 60 ㎡以上ある増築

中間検査が不要なケースの例
①　物置, 車庫などのみで、住宅部分がない増築
　（床面積に係らず）
②　住宅のはなれの増築（60 ㎡以下の場合）
③　店舗併用住宅で店舗のみの増築
　（床面積に係らず）

【ケース②：階数が３以上の住宅の中間検査（特定工程）】

上記ケース①（建方工事等）の中間検査に加えて、基礎の配筋工事の完了時にも中間検査が必要です。
※　静岡市・浜松市の場合は、品確法に基づく「建設性能評価」を受けている場合は対象外。

増築の場合は、増築に係る部分の階数が３となる場合は中間検査が必要です。

→　特定工程は「基礎に鉄筋を配置する工事」となります。

≪中間検査申請における注意点≫

中間検査申請書第三面【８】-【ハ】欄に記載する「検査対象面積」について、基礎配筋工事の場合は、「検査に係る部分の最下階の床面積」となり、建方工事等の場合原則として「延べ面積（住宅の場合）」となります。

【８．特定工程】
　【イ. 特定工程】
　【ロ. 特定工程工事終了年月日】　平成　　年　　月　　日
　【ハ. 検査対象床面積】　　㎡

建方工事等における中間検査の「手数料算定面積」は、基礎の配筋工事における中間検査を受けている場合は、その面積を減じて算定します。

「検査対象面積」と「手数料算定面積」で取扱いが異なりますのでご注意ください。

（第四面）

建築物別概要

ひとつずつの建物（棟ごと）概要なので、建増し増築の場合は、既存部分と増築部分を分ける必要はありません。

また、10 ㎡以内の建築物は第四面、第五面、第六面は必要ありません。

【1. 番号】　1

【2. 用途】（区分　０８０１０）一戸建ての住宅
（区分　　）
（区分　　）
（区分　　）
（区分　　）

【3. 工事種別】
■新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模の修繕　□大規

【5. 主要構造部】～【7. 防火地域又は準防火地域における対策等の状況】

「≪補足≫第四面【5】欄～【7】欄」参照

【4. 構造】　軽量鉄骨　一部　造

【5. 主要構造部】

いずれにも該当しない場合はその他に■

□耐火構造
□建築基準法施行令第 10　　第１項第１号イ及びロに掲げる基準
□準耐火構造
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー１）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー２）
■その他

法第 27 条第 1 項の規定により
耐火建築物とした場合は、その他に■
準耐火建築物とした場合は令第 110 条第 1 号に■

【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適
□建築基準法施行令第 109 条の５第１号に　　に適合する構造　} 法第 21 条の規定
□建築基準法第 21 条第１項ただし書き　　する建築物
□建築基準法施行令第 110 条第１号に掲げる基準に適合する構造　} 法第 27 条の規定
□その他　■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】
□耐火建築物　□延焼防止建築物　□準耐火建築物　□準延焼防止建築物
□その他　■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

防火地域・準防火地域以外の場合はここに■

【8. 階数】
【ｲ. 地階を除く階数】　２階
【ﾛ. 地階の階数】
【ﾊ. 昇降機塔等の階数】
【ﾆ. 地階の倉庫等の階数】

階数に算入されないＰＨや地下倉庫（建築面積の 1/8 以下）など。

【9. 高さ】
【ｲ. 最高の高さ】　７．２５０ｍ
【ﾛ. 最高の軒の高さ】

型式認定の場合は、こちらに番号を記入して下さい。
次ページ下部の≪補足②≫参照

型式認定の場合は、認定の対象となる一連の規定の区分にチェックして下さい。

【10. 建築設備の種類】

【11. 確認の特例】
【ｲ. 建築基準法第６条の３第１項　　又は法第 18 条第４項ただし　　規定による審査の特例の適用の有無】　□有　■無
【ﾛ. 建築基準法第６条の３第１項の規定による確認の特例の適用の有無】　■有　□無
【ﾊ. 建築基準法施行令第１０条各号に掲げる建築物の区分】　第　１　号
【ﾆ. 認定型式の認定番号】　第　　号
【ﾎ. 適合する一連の規定の区分】　□建築基準法施行令第 136 条の２の 11 第１号イ
□建築基準法施行令第 136 条の２の 11 第１号ロ
【ﾍ. 認証型式部材等の認証番号】　製０１０１０１Ａｂｃｄ１２３４５６７－０８０・４０

製造者認証の場合は、こちらに番号を記入して下さい。
次ページ下部の≪補足②≫参照

【12. 床面積】　（申請部分　　）　（申請以外の部分　）（合計　　）

【ｲ. 階別】（　２階）　（　　６６．００）　（　　）（　　６６．００）㎡

（　１階）　（　　６３．００）　（　　）（　　６３．００）㎡

（　　階）　（　　）

（　　階）　（　　）

（　　階）　（　　）

（　　階）　（　　）（　　）（　　）

【ﾛ. 合計】　（　　１２９．００）　（　　）（　　１２９．００）㎡

各階の床面積は、第五面の床面積と一致します。

【13. 屋根】

【14. 外壁】

【15. 軒裏】

製造者認定の場合は、13 欄から 16 欄までは記入する必要はありません。

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】　水洗

「水洗」「くみ取り」どちらかを記入してください。

【18. その他必要な事項】

【16. 居室の床の高さ】 45 ㎝未満の場合、防湿方法を記入「べた基礎」「防湿コンクリート」等

【19. 備考】

屋外に設ける直通階段が木造の場合にはその旨を記載してください。（令第 121 条の 2）

≪補足②≫　第四面【11】欄

【ﾆ. 認定型式の認定番号】の記載例

『 型 01Abcd0101010 －050 ・ 30 』

①　②

①：認定範囲のうち、当該確認申請において選択した建築物の垂直積雪量
②：認定範囲のうち、当該確認申請において選択した建築物の地盤の長期地耐力

【ﾍ. 認証型式部材等の認証番号】の記載例

『 製010101Abcd0101010 －080 ・ 40 』

③　④

③：認証範囲のうち、当該確認申請において選択した建築物の垂直積雪量
④：認証範囲のうち、当該確認申請において選択した建築物の地盤の長期地耐力

〈参考：静岡県内各地の垂直積雪量（特定行政庁ごと）〉

行政庁名	区域	数値
静岡市	①都市計画区域	0.30m 以上
	②下記③を除く都市計画区域外	0.40m 以上
	③口坂本、井川、岩崎、上坂本、田代、小河内、入島、梅ヶ島	0.55m 以上
浜松市	下記以外の区域内	0.30m 以上
	春野・佐久間・龍山地域自治区の区域内	0.35m 以上
	水窪地域自治区の区域内	0.45m 以上
沼津市	全域	0.30m 以上
富士宮市	全域	0.35m 以上
富士市	全域	0.30m 以上
焼津市	全域	0.30m 以上
静岡県	伊東市、下田市、御前崎市（旧浜岡町のみ）、牧之原市（旧相良町のみ）、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	0.25m 以上

行政庁名	区域	数値
静岡県	熱海市、三島市、島田市（旧島田市のみ）、磐田市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、伊豆市（旧修善寺町 及び 旧土肥町のみ）、御前崎市（旧浜岡町を除く）、菊川市、伊豆の国市、牧之原市（旧相良町を除く）、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町	0.30m 以上
	裾野市、伊豆市（旧修善寺町 及び 旧土肥町を除く）	0.35m 以上
	島田市（旧島田市を除く）、川根本町（旧中川根町のみ）	0.40m 以上
	小山町、川根本町（旧中川根町を除く）	0.45m 以上
	御殿場市	0.55m 以上

≪補足≫　第四面【5】欄～【7】欄

例1)「2階建て一戸建ての住宅（耐火・準耐火建築物以外）」（法第22条区域）

【5. 主要構造部】　■その他
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】　■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例2)「４階建て共同住宅（耐火建築物）」（法第22条区域）

【5. 主要構造部】　■耐火構造
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】　■その他
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】　■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例3)「2階部分の300㎡以上をﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ用途に使用する建築物（イー2準耐火建築物）」（法第22条区域）

【5. 主要構造部】　■準耐火構造
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
■建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】　■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例4)「例3.の建築物を任意で耐火建築物とした場合」

【5. 主要構造部】　■耐火構造
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】　■その他
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】　■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例5)「3階建ての一戸建ての住宅」（準防火地域内）

①ケース　イ-2準耐火建築物とした場合
【5. 主要構造部】　■準耐火構造
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】　■準耐火建築物
②ケース　Ｒ１国交告第194号第４第１号イ　※旧開口部制限建築物
【5. 主要構造部】　■その他
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】　■準延焼防止建築物

例6)「２階に300㎡未満の保育所がある保育園・耐火建築物」（法第22条区域）

【5. 主要構造部】　■耐火構造
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】　■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例7)「1000㎡の工場・準耐火建築物（ロ－２）」（法第22条区域）

【5. 主要構造部】　■準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】　■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例8)「共同住宅・３階建て・１時間準耐火基準」（法第22条区域）

【5. 主要構造部】　■準耐火構造
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
■建築基準法第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】　■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

（第四面）【1. 番号】に記入した番号と同じ番号

（第五面）

建築物の階別概要

【1. 番号】　1

地上階は「1F」「2F」、地下階は「1B」、PHは「P1」

【2. 階】　1F

【3. 柱の小径】

在来木造のみ記入（単位：mm）

【4. 横架材間の垂直距離】

在来木造のみ記入（単位：mm）

【5. 階の高さ】

製造者認証なら不要

【6. 天井】

製造者認証なら不要

【イ. 居室の天井の高さ】　mm

【ロ. 建築基準法施行令第３９条第３項に規定する特定天井】

□有　□無

『特定天井』：下記の全てに該当するもの

① 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの。

② 高さが 6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が 200 ㎡を超えるものを含むもの。

③ 天井面構成部材等の単位面積質量（1 ㎡当たりの質量）が 2kg を超えるもの

【7. 用途別床面積】

	（用途の区分）	（具体的な用途の名	
【イ.】	（０８０１０）	（　一戸建ての住	
【ロ.】	（　　）	（	
【ハ.】	（　　）	（	
【ニ.】	（　　）	（	
【ホ.】	（　　）	（	）（　　）
【ヘ.】	（　　）	（	）（

具体的な用途別で記入（住宅の一部に車庫、倉庫などある場合は、別にして記入）

「08490　自動車車庫」

「08500　自転車駐車場」

「08520　倉庫業を営まない倉庫（住宅用物置）」

「08440　店舗（八百屋）」　など

【8. その他必要な事項】

【9. 備　考】

計画変更申請のときは、第五面に係る部分の変更の概要を記入してください。

（第五面）

建築物の階別概要

【1. 番号】　1

【2. 階】　２F

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】　mm

【ロ. 建築基準法施行令第３９条第３項に規定する特定天井】

□有　□無

【7. 用途別床面積】

	（用途の区分）	（具体的な用途の名称）	（床面積　　）
【イ.】	（０８０１０）	（　一戸建ての住宅）	（　６６．００）㎡
【ロ.】	（　　）	（　　）	（　　）
【ハ.】	（　　）	（　　）	（　　）
【ニ.】	（　　）	（　　）	（　　）
【ホ.】	（　　）	（　　）	（　　）
【ヘ.】	（　　）	（　　）	（　　）

【8. その他必要な事項】

【9. 備　考】

建築物独立部分別概要　　（第六面）

Exp. j で分離されている部分ごと作成してください。

【1. 番号】　下部※　1

Exp. j で分離されている場合は、分離された部分ごと通し番号を付し、その番号を記入してください。

【2. 延べ面積】　下部※

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】

【ニ. 構造】　造　一部

下部※

Exp. j で分離された建築物毎に地盤面を設定し、最高高・軒高を算定してください。

Exp. j で分離された建築物毎の階数を記載してください。
PH がある場合は、PH が存する分離部分の建築面積の 1/8 を超えたら階数に算入されます。

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

下部※

□特定構造計算基準　新築の場合（適格増改築を含む）

□特定増改築構造計算基準　既存不適格による増改築の場合

構造計算において、計算ルート 2 若しくはルート 3（限界耐力計算含む）とした場合はチェックしてください。

【5. 構造計算の区分】

下部※

□建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算　大臣認定

□建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算　保有水平耐力計算

□建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算　限界耐力計算

□建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算　許容応力度等計算

□建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算　許容応力度計算

施行規則第 1 条の 3 により『構造計算書』の省略認定（国交省告示第 832 号、施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)）を受けている場合は、令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算にチェック。

【6. 構造計算に用いたプログラム】

下部※

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

□建築基準　第

□その他のプログラム

計算プログラム名を記入してください。

【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める範囲の区分】

（　　）

不適格増築等の適用がある場合は、該当する号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
第一号イ：一体増築等
第一号ロ：Ｅｘｐ．ｊ増築等
第二号イ：基準時の 1/2 以下の増築等
第二号ロ：基準時の 1/2 以下の増築等で基礎の補強等
第三号イ：基準時の 1/20 以下かつ 50 ㎡以下の増築

【8. 備考】

計画変更申請のときは、第六面に係る部分の変更の概要を記入してください。

※1～3 欄について下記を参考にしてください。

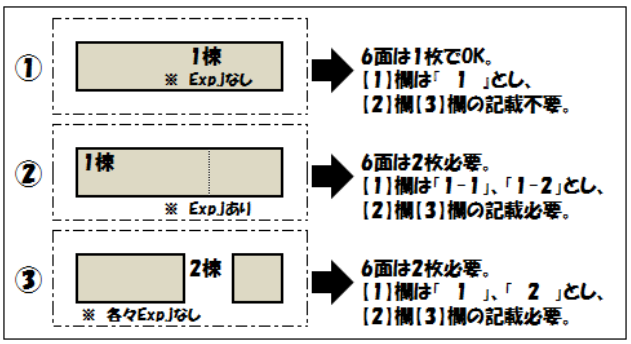

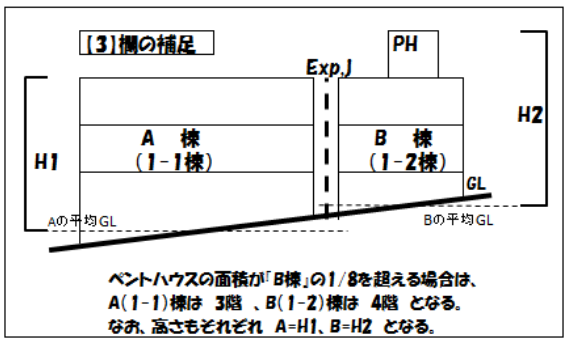

・4 欄～6 欄について、構造計算を行っている場合は記入してください。
・製造者認証建築物の場合は、4 欄～6 欄の記入は不要です。
・【1】欄について、SPICA 利用の場合は 1 棟であっても『1-1』と表示されます。他の審査機関に SPICA を利用して提出される場合は、事前に審査機関にお問い合わせください。

原本又はその写しを添付してください

委　任　状

【代理人】
【氏名】　　杉山　漱石
【建築事務所名】（株）杉山一級建築士事務所

代理者（設計者ではありません）

上記の者を代理者と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続を委任する。

【１．地名地番】　静岡県浜松市中区元城町２１６番地の４
【２．主要用途】　一戸建ての住宅
【３．工事種別】　■新築　□増築　□改築　□移転
【４．委任事項】　■確認（許可）申請手続　■確認（許可）申請証受取
■建築工事届提出　■中間検査申請手続
■中間検査合格証受取　■完了検査申請手続
■検査済証受取　■取止・取下届提出
■現場検査立会　□風致地区内行為（許可）申請手続
□住宅金融支援機構設計審査申請手続　□住宅金融支援機構現場検査申請手続
□都市計画法第 53 条第１項の許可申請手続
□その他

日付を忘れずに！

令和 01 年　5 月 01 日

【建築主】

【氏名】　　中村　町男　　中村
【住所】　浜松市中区元城町２１６番地の４

委任状の書式は
特に決められていません！

建築主が代理者（申請書第二面【2、代理者】）を委任したことが確認できるものを添付してください。

建築主等の押印についても
特に決められていません！

※「私文書は、本人［中略］の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」（民事訴訟法第 228 条第4項）という規定がありますので、押印等を求めることを推奨します！

一級建築士免許証

本籍地　静岡県

山　漱石

建築主事等が求める場合のみ、
添付が必要となります。

主

一号

一級

7 日

昭和二十五年法律第二百二号
建築士法により一級建築士の
免許を与えたことを証する。

平成７年７月７日

国土交通大臣　街村　守

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

平成１９年１月３０日

静岡県知事　石川　嘉延　様

元城町２１６－１１

証明・許可がある場合、
添付して下さい。

１５９－２０７０

都市計画法施行規則第[illegible]築物等が都市計画法の規定に適合している旨[illegible]明を[illegible]請します。

建築しようとする場所	浜松市中区元城町２１６番地の４	
敷地面積	１６８．９６　㎡	
区域区分	■	市街化区域
	□	市街[illegible]
	□	区域区分が定[illegible]
	□	準都[illegible]
	□	都市計画区域[illegible]
用途地域	第一種住居地域	
開発行為の有無	有　　無	
建築物の用途	一戸建ての住宅	
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項号及び内容	該当条項号	
	内容	
都市計画法上の許可を受けている場合にはその当該条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該当条件	
	許可の年月日及び番号	
	許可を受けた者の氏名又は名称	

記述の内容を確認してください。確認申請と適合証明、許可等の内容が少しでも違っていると、確認済証の発行はできません。違い、間違いがあったら、事前に行政庁と打ち合わせしてください。

①申請書には証明書または許可書の原本又は写しを添付してください。
②写しを添付した場合は、原本一式をお持ちください。
③確認申請書と内容が一致することを照合し、「原本照合済」の印を押します。

※　上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

平成１９年１月１７日　　第０９８７号

静岡県知事　　石川　嘉延

静岡県知事印

工 事 監 理 計 画 届

プレハブ住宅（１号建築物）場合の例

日付を忘れずに！

令和 01 年　5 月　01 日

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター
理事長　　柳　敏幸　様

あて先は、当センターあてとなります。

届出者は、建築主になります。㊞は不要です。

届出者
住所　浜松市中区元城町２１６番地の４
氏名　　中村　町男

次の通り工事監理計画を届け出ます。

	確認を行う部位、材料の種類等	照合内容	照合を行う設計図書	照合方法
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	境界ポイント 高低差 支持地盤	境界寸法 地耐力５ｔ/㎡	配置図・求積図 ＳＳ試験	現地にて測量 レベル確認 支持力の照合
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法	床	材料、寸法、形状	構造各伏図 立面図 矩計図	受入時及び工事終了時に現場にて確認
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	柱 梁	基礎との緊結状況	構造各伏図	工事終了時に現場にて確認
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	基礎、柱、梁、耐力壁 床、壁、屋根			場にて確認
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	柱 土台 床		床伏図	場にて確認
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況	該当無し	該当無し	該当無し	該当無し
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積	天井 壁 床	・下地の種類及び面積 ・接着剤の種類及び面積 ・仕上げ材の種類及び面積	使用建築材料表	工事完了時に現場で確認
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ	天井 壁 床	仕上げ材の種類 仕上の状況 天井の高さ	断面図 室内仕上げ表	工事終了時に現場にて確認
開口部に設ける建具の種類及び大きさ	開口部（サッシ、ドア）	建具の種類、大きさ	立面図 各階平面図	工事終了時に現場にて確認

該当する場合、、、

部位･材料の種類等欄：天井材、支持構造部、接合部

照合内容欄：材料・種類・規格・仕上げ・品質・形状・寸法

照合を行う設計図書：使用構造材料一覧表

照合方法：受入時の検査及び工程終了時に現場で照合

等を記載してください。

建築設備に用いる材料の種類及びその照合する内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）	配管 給水設備 排水設備 電気設備 居室の換気設備	各部種類、形状、寸法 機器の性能（換気風量）	各階平面図 構造	受入時の製品の確認 取り付け時に現場にて確認
備　　考				

センター

※　令第 121 条の 2（屋外階段）の適用をうける直通階段がある場合には、当該直通階段が木造であるか否かを備考欄に記載ください。

また、当該直通階段が木造である場合には、当該直通階段に用いる材料の種類並びに当該直通階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法について、併せて備考欄に記載してください。

記載例は下部を参考にしてください。

令和４年４月１日より完了検査申請書及び中間検査申請書の第四面（工事管理状況）における注意書きに屋外直通階段の記載内容が追加されました。
これに伴い、工事監理計画届についても同様の記載が必要となります。

令第 121 条の 2（屋外階段）の適用をうける直通階段がある場合には、当該直通階段が木造であるか否かを記載します。
また、当該直通階段が木造である場合には、当該直通階段に用いる材料の種類並びに当該直通階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法について、併せて備考欄に記載してください。

【屋外直通階段が木造以外の場合の記載例】

備　　考	令第 121 条の 2 の規定の適用を受ける屋外直通階段：鉄骨造

【屋外直通階段が木造の場合の記載例】

備　　考	令第 121 条の 2 の規定の適用を受ける屋外直通階段：木造 ・照合内容：材料・形状・寸法・防腐措置 ・照合を行う設計図書：平面図・断面図・矩計図 ・照合方法：工程終了時に現場で確認

なお、木造の屋外直通階段とは、すべての部材（仕上げ材等を除く。）が木材により構成される階段だけでなく、木造の屋外階段と鉄骨造の屋外階段を組み合わせた屋外階段や、建築物の木造部分との接合部を有する鉄骨造の屋外階段も含まれます。
詳しくは、国土交通省ホームページに掲載されております「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」をご確認ください。

給排水・ガス設備「特記仕様書」※設計が該当する場合には、□にチェックを記入する。

□　配管設備の構造は平 12 建告 1388 号及び昭 50 建告 1597 号の規定に適合(令 129 条の 2 の 4 第 2 号、令 129 条の 2 の 5 第 2 項 6 号)
□　給水装置については水道法施行令 5 条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の規定に適合(水道法第 16 条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)
□　排水設備の構造は令 129 条の 2 の 5 第 3 項 3 号、下水道法 10 条 3 項及び同法施行令 8 条の規定に適合(下水道法施行令 8 条に基づく条例)
□　ガス及び換気設備は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 44 条の規定に適合(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 2)
□　ガス及び換気設備は、ガス事業法第 40 条の 4 の規定に適合
□　圧縮天然ガス容器(内容量 20L以上 120L 未満)を家庭用設備として設ける場合、高圧ガス保安法第 24 条の規定に適合
□　電気設備は、電気技術基準に関する省令に定める工法により設ける。(法 32 条、電気事業法 39 条 1 項、電気設備に関する技術基準を定める省令)

施工方法等計画書の添付をお願いします。

コンクリート「施工方法等計画書」※設計が該当する場合には、□にチェックを

□ コンクリートの強度試験方法:

1、　コンクリートが軽易な場合は監理者の承諾を受けて試験を省略できる。
2、　1回の試験体の個数及び試料採取
　ｉ、1回の試験の供試体の数は、調合強度の管理試験用、構造体コンクリートの材齢 28 日圧縮強度推定用、型枠取外し時期決定用その他必要に応じて、それぞれ 3 個とする。
　ii、適切な間隔をあけた運搬車から、3 度に分けて試料を採取し、ｉで必要な数の供試体を作製する。
　iii、ii で 3 度に分けて製作した供試体から、それぞれ 1 個ずつ 3 個を取り出し、1回の試験における 1 材齢の供試体とする。
3、　供試体は、工事現場において、JIS A 1132 によって作製し、それぞれ試験の目的に応じた養生を行う。なお、脱型は、コンクリートを詰め終わってから 24 時間以上 48 時間以内に行う。
4、　供試体の養生方法及び養生温度
　ｉ、標準養生の場合は、JIS A 1132 による 20±2℃の水中養生とする。
　ii、工事現場における養生は水中養生とし、養生温度を出来るだけ建物等に近い条件になるようにする。また、養生温度は、毎日、養生水槽の水温の最高及び最低を測定し、養生期間中の全測定値を平均した値とする。なお、養生水槽等は、直射日光を避ける。
5、　圧縮強度試験:試験方法は JIS A 1108 による。

□ コンクリートの調合:

・コンクリートの耐久性を確保するための材料及び調合の条件
1、　単位水量の最大値は 185 kg/m3 とする。
2、　単位セメント量の最小値は 270 kg/m3 とする。
3、　水セメント比の最大値は、普通ポルトランドセメント及び混合セメントの A 種の場合は 65%とする。
4、　AE 剤、AE 減水剤又は高性能 AE 減水剤を用いるコンクリートの所要空気量の目標値は、4.5%とする。
5、　コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量で 0.30 kg/m3 以下とする。
6、　コンクリートは、アルカリ骨材反応を生じるおそれのないものとする。
7、　コンクリートの調合は、所定の強度、ワーカビリティー、均一性及び耐久性が得られること。

□ コンクリートの養生方法:

・養生温度
a、寒冷期においては、コンクリートを寒気から保護し、打込み後 5 日間以上は、コンクリート温度を 2℃以上を保つ。
b、コンクリート打込み後、初期凍害を受けるおそれのある場合は、初期養生を行う。
c、コンクリート打込み後、セメントの水和熱により部材断面の中心部温度が外気温より 25℃以上高くなるおそれがある場合は、温度応力による悪影響が生じないような養生を行う。

・表面の乾燥防止
打込み後のコンクリートは、普通ポルトランドセメント又は混合セメントの A 種の場合 5 日間以上散水その他の方法で湿潤に保つ。また、気温が高い場合又は直射日光を受ける場合には、コンクリート面が乾燥することのないようにする。

・振動及び外力からの保護
a、硬化初期のコンクリートが、有害な振動や外力による悪影響を受けないようにする。
b、コンクリートの打込み後、少なくとも 1 日間はその上の歩行又は作業をしない。やむを得ず歩行したり、作業を行う必要性がある場合は、コンクリートに影響を与えないような保護を行う。

□ コンクリートの型枠の取外し時期方法:

a、型枠の取外しは、型枠の最小存置期間を経た以後行う。
b、型枠の最小存置期間は、下表により、コンクリートの材齢又は圧縮強度により定める。寒冷のため強度の発現が遅れると思われる場合は、圧縮強度により定める。
せき板の最小存置期間:基礎、梁側、柱、壁

		早強ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ	普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ、混合ｾﾒﾝﾄのA種、
コンクリートの材齢による場合(日)	15℃以上	2	3
	5℃以上	3	5
	0℃以上	5	8
コンクリートの圧縮強度による場合	—	圧縮強度が5N/mm 2 以上となるまで	

型式部材等製造者認証書

ＫＪＭ基製-LS00000-0
平成 21 年　6 月 3 日

ＫＪＭ株式会社
　代表取締役社長　川崎　宗男　様

財団法人　建築住宅センター
理事長　大嶋　秀喜

建築基準法第６８条の１１第１項の規定に基づき、下記の通り型式部材等製造者としての認証をする。

記

１．認証番号
製 010101Abc d 1234567

２．型式部材等の種類及び概要

１）型式部材等の種類
建築基準法施行令第 136 条の 2 の 11 第一号に掲げる建築物の部分

２）概要
別紙の１）のとおり

３．工場その他の事業場の名称及び所在地
別紙の２）のとおり

４．認証の有効期間
平成 21 年 6 月 3 日から 5 年間

ＫＪＭ基製-LS00000-0
別　　紙

１）概要

１）本認証に係る型式の概要

名　　称：ＫＪＭ００７

構造種別及び形式：鉄鋼系軸組構造

防耐火構造種別　：耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物

用　　途：戸建

基本モジュール　：900ｍｍ

階　　数：平屋建て、2 階建て

延　べ　　面　積：25～1000 ㎡

最高の軒の高さ　：9.0m以下

最高の高さ　　：13.0m以下

換　気　計　画　：住宅等の居室　　；換気回数 0.5 回/ｈ以上

住宅等の居室以外の居室；換気回数 0.5 回/ｈ以上

２）適用条件

地震地域係数（Z）：1.0 以下

基準風速（Vo）　：40m/ｓ以下

地表面粗度区分　：平成 12 年建設省告示第 1454 号第 1 第 3 項の表の地表面粗度区分　Ⅲ及びⅣ

垂直積雪量　　：80cm 以下

積雪の単位荷重　：20N/cm/㎥

地盤適用条件　　：地盤補強されていない地盤又は平面地盤補強された地盤の場合；長期地耐力 20KN/㎡以上

杭状地盤補強された地盤の場合；各工法の適用範囲内において設計者により適切に算定された杭状地盤補強の許容鉛直支持力が、杭状地盤補強に作用する鉛直力以上であること。

備考；個別に作成され本認証証書に添付される地盤説明書に基づき、申請建築物の地盤が本型式の地盤適用条件を満たすことを確認する必要がある。

３）設置可能な昇降機の型式部材等製造者認証番号

製 000000Gbd000000　　製 000000Gbd000000　　製 000000Gbd000000

製 000000Gbd000000　　製 000000Gbd000000　　製 000000Gbd000000

２）工場その他の事業場の名称及び所在地

工場又は事業場名称	所在地
ＫＪＭ北日本工業株式会社	青森県○○
ＫＪＭ西日本工業株式会社	鳥取県○○

センター別記C-10号様式（A４）

し尿浄化槽の概要書

住宅
長屋
共同住宅
併用住宅（例:八百屋）

住宅：番号(2)用途（1）
算定式　A≦130（145）㎡の場合　n＝5
A>130（145）㎡の場合　n＝7
2世帯住宅の場合　n＝10
（）静岡県内の場合
共同住宅：番号(2)用途（ロ）
算定式　n＝0.05A
（1戸当のnが3.5人以下は3.5×戸数、1戸当のnが3.5人以下かつワンルームは
2×戸数）
併用住宅（八百屋）：番号(2､5)用途（1､1）
算定式　例:（住宅n＝5）＋（店舗n'＝0.075A）
※n：人数(人)　A：延べ面積(㎡)

※	受	月	日		
1	建築主及び	住所	浜松市中区	名	中村　町
2	浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在	登録又は届出番号			
3	浄化槽設備士の氏名	未	免状交付番号	第	
4	設置場所	浜	市中区元城町２１６		
5	建築物の用途	住			
6	処理対象人員	５人	算定根拠	番号(　２　　用途(　　イ　)	
				算定式(　n＝５　　)	
7	単独処理、合併処理の別	単独処理　・　合併処理			
8	し尿浄化槽の種類	(1)　型式認定浄化槽(名称　　認定番号 型 01CafOa005123) (2)　その他　　※ABIC-4567			
9	し尿浄化槽の規模	５人槽			
１０	し尿浄化槽の構造方法	(1)　昭和５５年建設省告示 第(　　)の(　　) (2)処理方法 (　その他の方式			
１１	放流水	水　質	BOD 20 mg/l	水　量	1.0 ㎥
		放流先	側溝	放流方	自然・動力

※　浜松市の場合は、法第68条の26による認定番号(構造方法等の認定)も追記してください。

大臣認定の場合、処理方式のみ記入

汚水量目安＝人槽×0.2 m3/戸・日
n＝5の場合･･･1.0 m3
n＝7の場合･･･1.4 m3

(注)
1　※印のある欄は、記入しないでください。
2　選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
3　浄化槽工事業者が未定の場合は、２欄及び３欄には未定と記入
4　６欄の算定根拠欄には、日本工業規格Ａ３３０２の該当類似用
　算定式を記入してください。
5　10欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。
6　11欄のＢＯＤとは、生物化学的酸素要求量をいいます。

型　式　適　合　認　定　書

ＢＣＪ基型 ― ＪＳ　01344
平成 19 年 1 月 25 日

まちづくり工業株式会社
　代表取締役社長　　気田　一郎　様

財団法人建築住宅センター
理事長　　大嶋　秀喜

下記の型式については、建築基準法第 68 条の 10 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 1 章から第 3 章までの規定又はこれに基づく命令のうち同法施行令第 136 条の 2 の 11 に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1.　認定番号
　　型 01Caf0a0051234

2.　認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
　　合併処理浄化槽

3.　認定をした型式の内容
　　まちづくり－5 型

　　詳細内容は、別添仕様書及び図面による。

4.　一連の規定に適合するための適用条件

　　本認定に係る合併処理浄化槽について、平成 14 年 5 月 31 日までの間に建築基準法施行令第 35 条第 1 項の規定に基づく認定を受けなかった場合には、本認定はその効力を失うものとする。なお、浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

（注意）この認定書は、大切に保管しておいて下さい。

参考　・・・**添付図書ではありません、参考にしてください！**

浄化槽の型式適合認定番号とは？

参考：２００２度版浄化槽の設計・施工上の運用指針

指定認定機関の指定番号

型式部材等の種類の記号
浄化槽は「C」

・処理対象人数が 5～50 人までは「005」～「050」
・処理対象人数が 51 人以上は、槽の配置パターンごとに
「101」「102」・・・「120」・・・

a：合併処理
b：単独処理

型式ごとの通し番号（申請順）

型01　C　a　f　O　a　007　1234

表示記号	BOD等の処理方法（単位：mg/ℓ以下）
a	BOD 10, T－N 10 T－P 1
b	BOD 10, T－N 15 T－P 1
c	BOD 10, T－N 20 T－P 1
d	BOD 20, T－N 20
e	BOD 10
f	BOD 20
g	BOD 30
h	BOD 60
i	BOD 90
j	その他（BOD120、SS250 等）

表示記号	処理方法
a	分離接触ばっ気方式
b	嫌気濾床接触ばっ気方式
c	脱窒濾床接触ばっ気方式
d	回転板接触方式
e	接触ばっ気方式
f	散水濾床方式
g	長時間ばっ気方式
h	標準活性汚泥方式
I	接触ばっ気・濾過方式
j	凝集分離方式
k	接触ばっ気・活性炭吸着方式
L	凝集分離・活性炭吸着方式
M	硝化液循環活性汚泥方式
N	三次処理脱窒・脱燐方式
O	その他の方式

表示記号	本体材料
a	ＦＲＰ製
b	コンクリート製
c	その他の材料

〈例 1〉**型01Cafba0050003**
合併処理、ＢＯＤ20 mg/ℓ以下の処理性能、処理方法は嫌気濾床接触ばっ気方式、
本体材質ＦＲＰ製、５人槽、申請第０００３号

〈例 2〉**型01Cafea0070083**
合併処理、ＢＯＤ20 mg/ℓ以下の処理性能、処理方法は接触ばっ気方式、
本体材質ＦＲＰ製、７人槽、申請第００８３号

認　　定　　書

国　住　指　第　　5000　　号
平成　19　年　5　月　16　日

まちづくり工業株式会社
　代表取締役社長　　気田　一郎　様

国土交通大臣　　林　　寛　子

　下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

1.　認定番号
　　ABIC-4567

2.　認定をした構造方法又は建築材料の名称
　　まちづくり型

3.　認定をした構造方法又は建築材料の内容
　　別添（建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法の規定に基づき建設大臣が認めた次の認定　平成 10 年 4 月 23 日　建設省愛住指発第 33 号　　に別紙の変更を加えたもの）のとおり

（注意）この認定書は、大切に保存しておいて下さい。

型式適合認定書別添仕様書及び図面

建築基準法施行令第35条第1項の大臣認定による接触ろ床方式
【大臣認定番号(認定年月日):ABIC−4567(平成18年1月16日)】

平面図

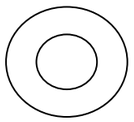

嫌気ろ材

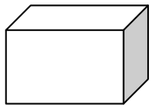

接触材

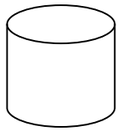

好気ろ材

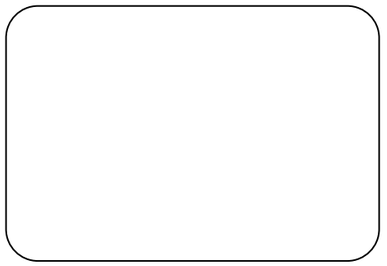

B−B断面図

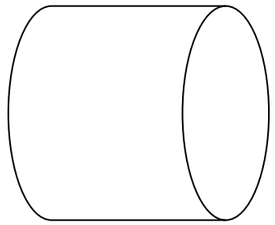

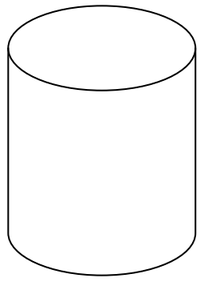

消毒槽立体図

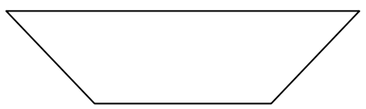

A−A断面図

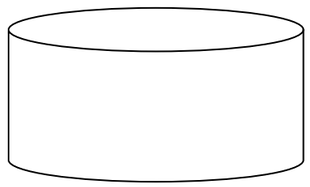

C−C断面図

会社名	まちづくり工業株式会社		
型式	まちづくり		
	−5型	−7型	−10型
型式適合認定番号	型01CafOa0051234	型01CafOa0071234	型01CafOa0101234

平成19年　1月25日認定	放流水質	法令上の性能 BOD20mg/ℓ以下
		大臣認定による性能 BOD20mg/ℓ以下 S　S20mg/ℓ以下 T−N20mg/ℓ以下

仕様書

槽の容量及び寸法		処理対象人員	5	7	10
	有効容量	夾雑物除去槽			1．502
		嫌気ろ床槽			1．498
		接触ろ床槽			0．687
		処理水槽			0．339
		消毒槽			0．021
	寸法	A_1			2，390
		A_2			1，800
		A_3			60
		B_1			1，320
		B_2			720
		B_3			60
		C_1			1，
		C_2			1，500
		C_3			500
		C_4			500
		C_5			500
		C_6			215
		C_7			1，285
		C_8			310
		C_9			360
		a			450
		b			450
		c			600
材料・材質及び機械設備の仕様	く体	材質	FRP(ガラス繊維強化プラスチック)		
		板厚	3〜8		
	仕切板	材質	FRP		
		板厚	2〜5		
	嫌気ろ材	形状	骨格様球状		
		材質	PP(ポリプロピレン)またはPE(ポリエチレン)		
		外形寸法	φ110		
		充填率(%)	31	32	32
	接触材	形状	板状		
		材質	PVC(ポリ塩化ビニル)PPまたはPE		
		比表面積	71㎡／㎥以上		
		充填率(%)	16	16	17
	好気ろ材	材質	網様円筒状		
		長さ	PPまたはPE		
		外形寸法	φ100×100L		
		比表面積	107㎡／㎥以上		
		充填率(%)	55	57	55
	散気管	材質	PVCまたはPP		
		長さ	443×760	443×860	443×1000
	送風機	型式	容積式		
		吐出風量(L／分)	60以上	80以上	80以上
	流入管 放流管	材質	PVC		
		内径	φ100		
	マンホール	材質	プラスチック、FRPまたは鋳鉄		
		内径 個数	φ450×3	φ450×2 φ600×1	φ450×2 φ600×1
特記事項	注：寸法の単位はmm、容積の単位は㎥とする。				
	・振動、騒音、防虫、防臭対策は必要に応じて行う。 ・流入、設置条件によりオプション槽を組み合わせる。				

特例①号の場合

※　２ｍ超がけがある場合、断面図及びがけ対策図が必要です！

案内図　1：2500

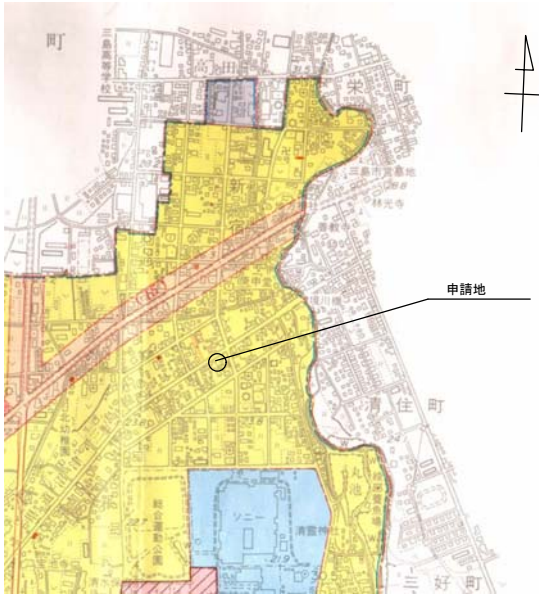

都市計画図

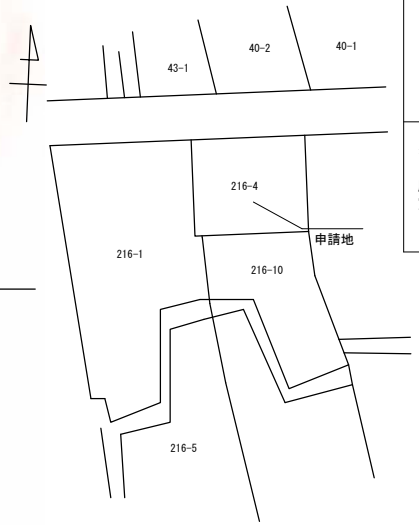

公図　1：600

道路斜線の検討
（4,000＋2,845）×1.25-400=8,156.25　≧　軒先高さ6,136
O.K

採光計算　１階LDK（開口部 a ） 採光補正係数：2,045/3,973.5×6－1.4≒1.68 床面積/7　：25÷7＝3.57㎡ 窓面積　：A=1.795×1.1＝1.795㎡ 1.795×1.68＝3.01 １階LDK（開口部 b ） 採光補正係数：2,045/3,973.5×6－1.4≒1.68 窓面積　：A=1.35×1.1＝1.485㎡ 1.485×1.68≒2.49 3.01＋2.49＝5.50 ＞ 3.57 O.K
１階和室（開口部 c ） 採光補正係数：2,745/4,385×6－1.4≒2.35 床面積/7　：11.5÷7≒1.65㎡ 窓面積　：A=1.295×1.1＝1.4245㎡ 1.4245×2.35≒3.34 ＞ 1.65 O.K
2階子供室A（開口部 d ） 採光補正係数：2,745/1,485×6－1.4≒9.69 よって3.0 床面積/7　：10.5÷7≒1.50㎡ 窓面積　：A=1.295×1.1＝1.4245㎡ 1.4245×3.00≒4.27 ＞ 1.50 O.K
2階子供室B（開口部 e ） 採光補正係数：2,745/1,830×6－1.4＝7.60 よって3.0 床面積/7　：10.5÷7≒1.50㎡ 窓面積　：A=1.295×1.1＝1.4245㎡ 1.4245×3.00≒4.27 ＞ 1.50 O.K
2階主寝室（開口部 f ） 採光補正係数：2,045/1,524×6－1.4≒6.65 よって3.0 床面積/7　：15.0÷7≒2.15㎡ 窓面積　：A=1.795×1.9＝3.4105㎡ 3.4105×3.00≒10.23 ＞ 2.15 O.K

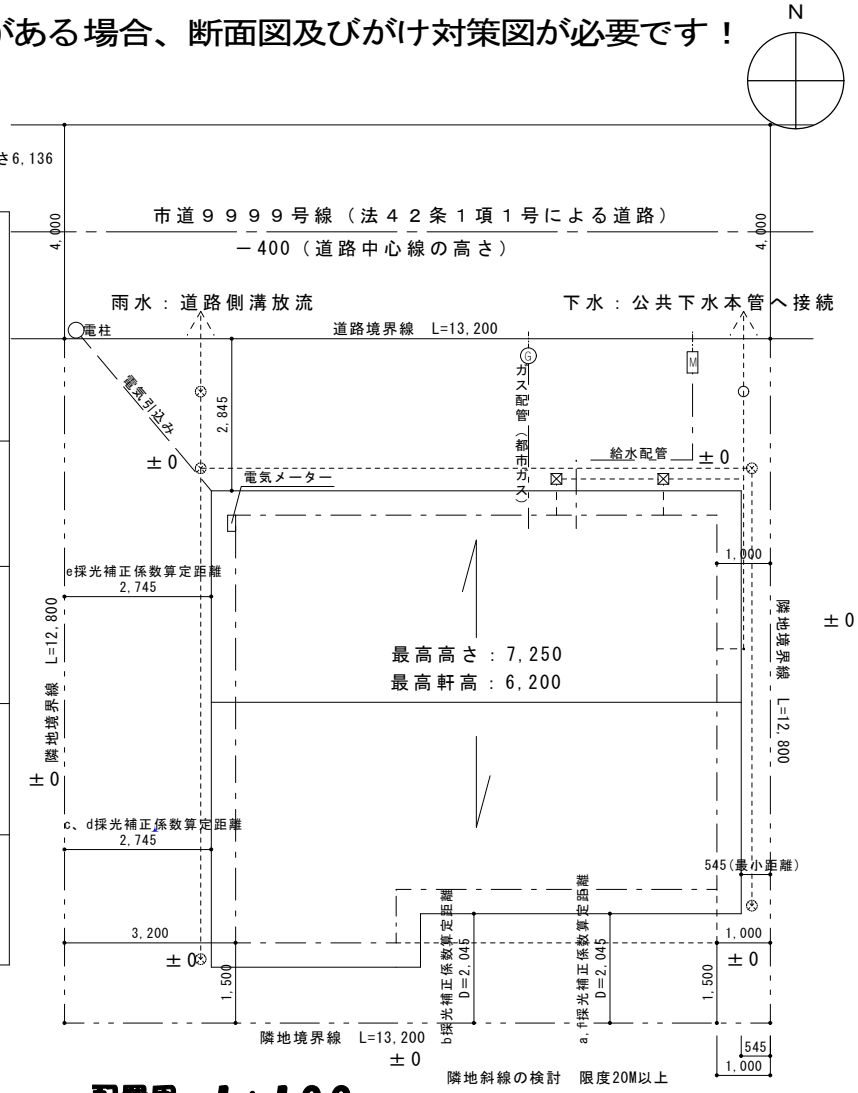

配置図　1：100

①縮尺
②方位（ 真北）
③敷地の境界線
④建築物の位置
⑤申請に係る建築物との別
⑥擁壁
⑦汚水・雨水の排水経路又は処理経路
⑧土地の高低、建物が接する地盤高さ

⑩道路の位置、幅員、種別、接道距離及び道路中心線、路面中心高さ
⑫建築物～隣地境界までの最小距離
⑬令130条の12に掲げる建築物(門塀等)
⑭建築物～道路境界までの最小距離
⑮各斜線制限よる高さ限度

⑨建築物の各部の高さ

「 建築物の各部分の高さ 」とは、道路斜線、北側斜線、隣地斜線等の斜線検討、第1 種低層住居専用地域や地区計画等の絶対高さの確認のための明示となる。配置図のみですべてをクリヤーすることを証明する。そのため、配置図には屋根伏図＋外部通芯を記入する。
たとえば道路斜線の検討の場合、前面道路側の屋根先端の高さと道路境界線からの距離を記入する。

		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称			図面番号
k j m			小村	杉山	1：100	図面名 配置図	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士　○○○○○○号 杉山漱石		／

設計者の押印は
不要となりました

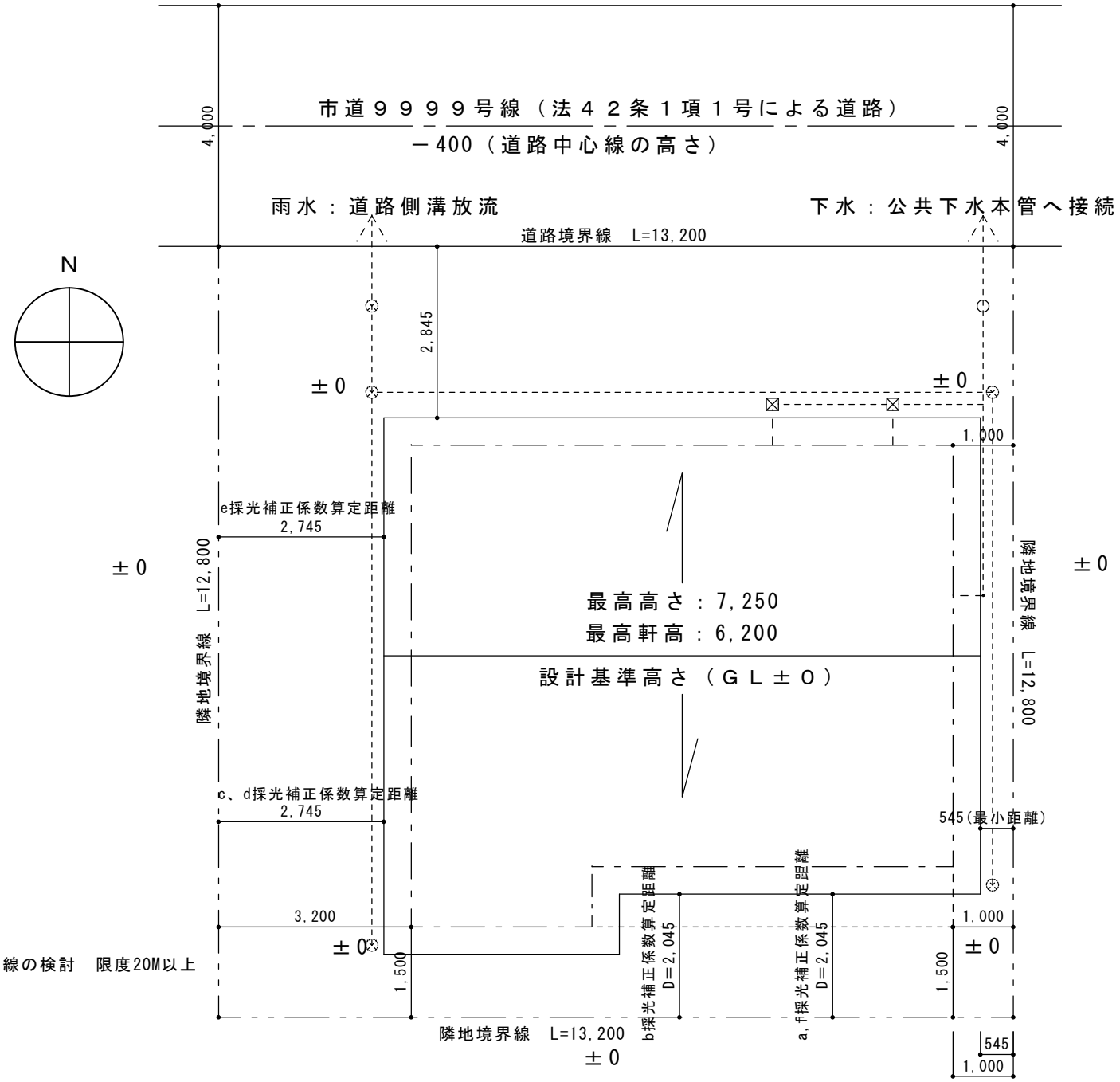

隣地斜線の検討　限度20M以上

道路斜線の検討
（4,000＋2,845）×1.25-400=8,156.25　≧　軒高6,200
0.K

採光計算　１階LDK（開口部 a ）
採光補正係数：2,045/3,973.5×6－1.4≒1.68
床面積/7　：25÷7＝3.57㎡
窓面積　：A=1.795×1.1＝1.795㎡
1.795×1.68＝3.01
１階LDK（開口部 b ）
採光補正係数：2,045/3,973.5×6－1.4≒1.68
窓面積　：A=1.35×1.1＝1.485㎡
1.485×1.68≒2.49
3.01＋2.49＝5.50 ＞ 3.57
0.K

１階和室（開口部 c ）
採光補正係数：2,745/4,385×6－1.4≒2.35
床面積/7　：11.5÷7≒1.65㎡
窓面積　：A=1.295×1.1＝1.4245㎡
1.4245×2.35≒3.34 ＞ 1.65
0.K

2階子供室A（開口部 d ）
採光補正係数：2,745/1,485×6－1.4≒9.69
よって3.0
床面積/7　：10.5÷7≒1.50㎡
窓面積　：A=1.295×1.1＝1.4245㎡
1.4245×3.00≒4.27 ＞ 1.50
0.K

2階子供室B（開口部 e ）
採光補正係数：2,745/1,830×6－1.4＝7.60
よって3.0
床面積/7　：10.5÷7≒1.50㎡
窓面積　：A=1.295×1.1＝1.4245㎡
1.4245×3.00≒4.27 ＞ 1.50
0.K

2階主寝室（開口部 f ）
採光補正係数：2,045/1,524×6－1.4≒6.65
よって3.0
床面積/7　：15.0÷7≒2.15㎡
窓面積　：A=1.795×1.9＝3.4105㎡
3.4105×3.00≒10.23 ＞ 2.15
0.K

	作成日	承認	設計	縮尺	工事名称		図面番号
k j m		小村	杉山	1：100	図面名　配置図	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士　○○○○○○号 杉山漱石	／

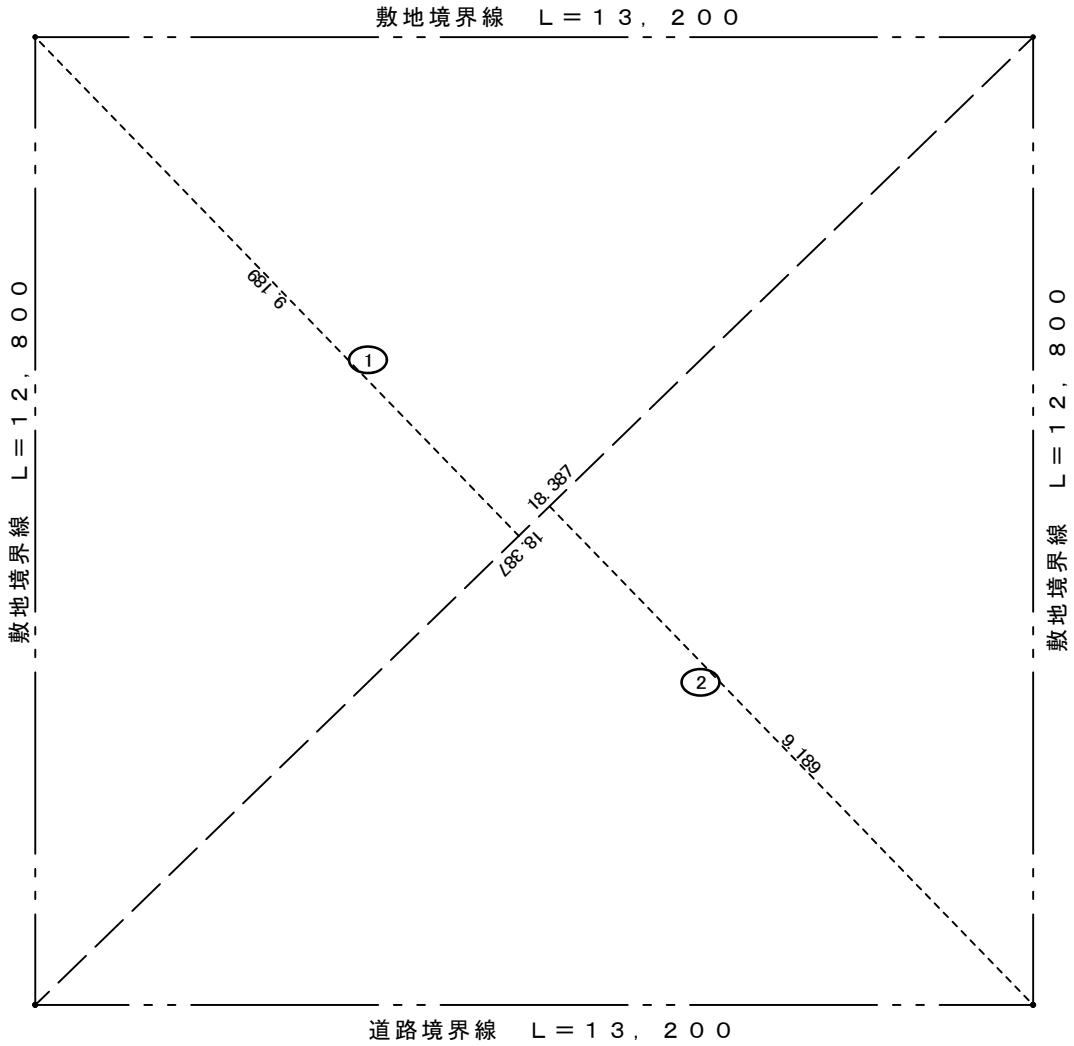

敷地面積求積図　1：100

番号	底　　辺	高　　さ	倍　　面　　積	面　　積
1	18.387	9.189	168.9581	84.47905
2	18.387	9.189	168.9581	84.47905
合　　計				168.9581
敷地面積				168.96 ㎡

		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称		図面番号
k j m			小村	杉山	1：100	図面名　敷地面積求積図	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士　○○○○○○号 杉山漱石	／

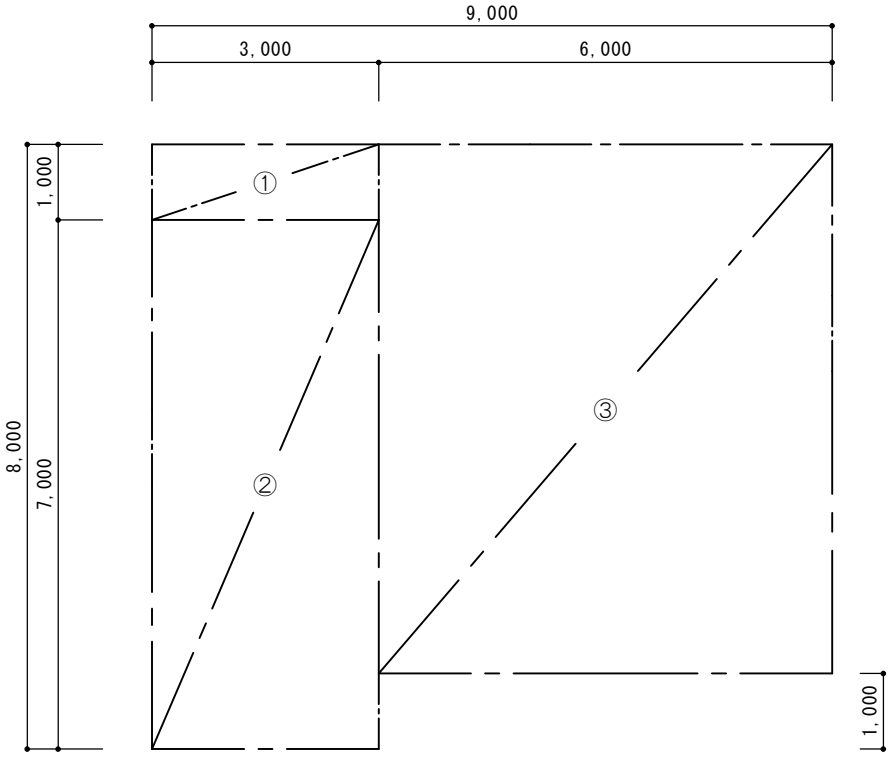

1階面積算定図

①	3.0×1.0＝3.0㎡
②	3.0×7.0＝21.0㎡
③	6.0×7.0＝42.0㎡

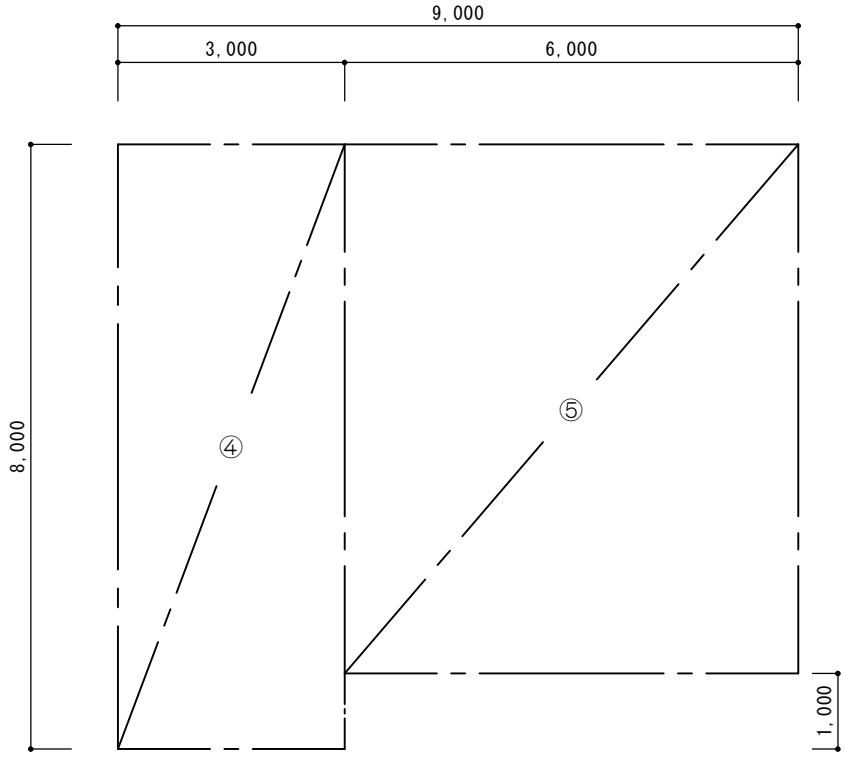

2階面積算定図

④	3.0×8.0＝24.0㎡
⑤	6.0×7.0＝42.0㎡

建築面積：①＋②＋③＝６６㎡
1階床面積：②＋③＝６３㎡
2階床面積：④＋⑤＝６６㎡
延床面積：②＋③＋④＋⑤＝１２９㎡

		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称		図面番号
k j m			小村	杉山	1：100	図面名 面積求積図	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士　○○○○○○号 杉山漱石	／

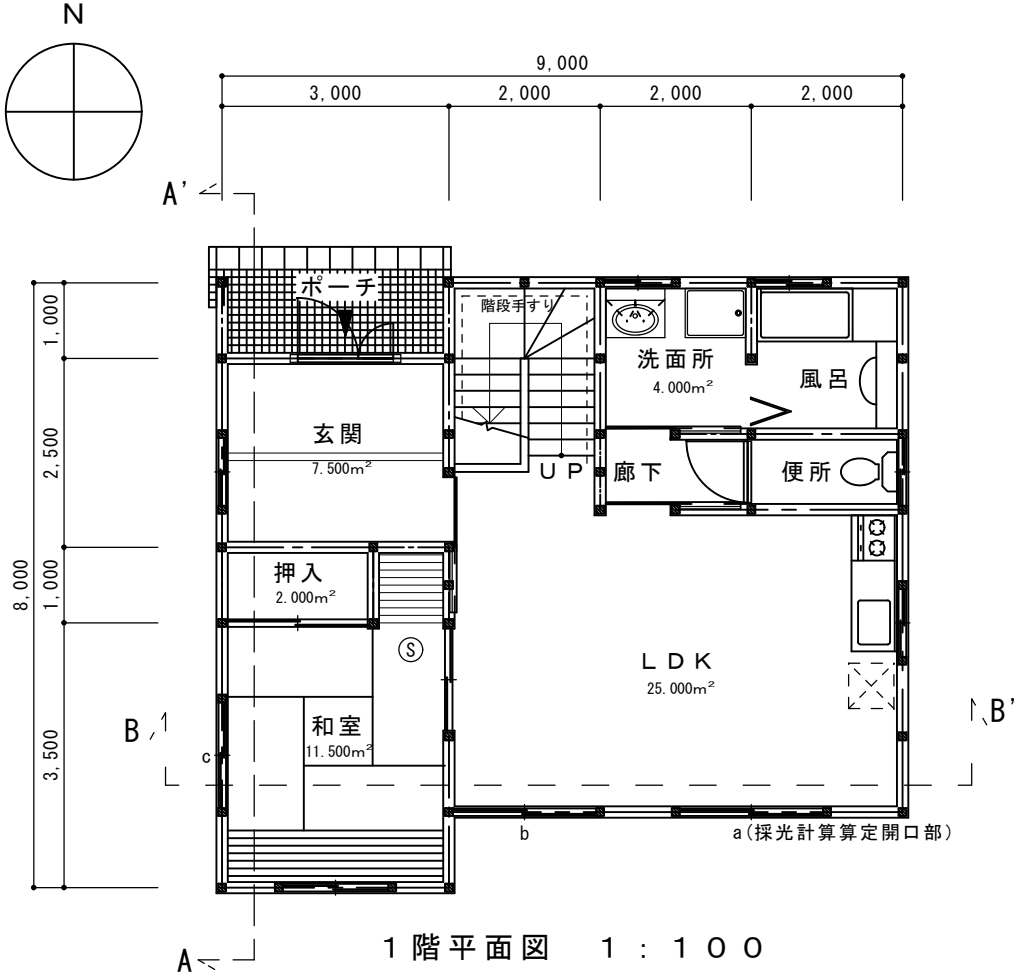

1階平面図　1：100

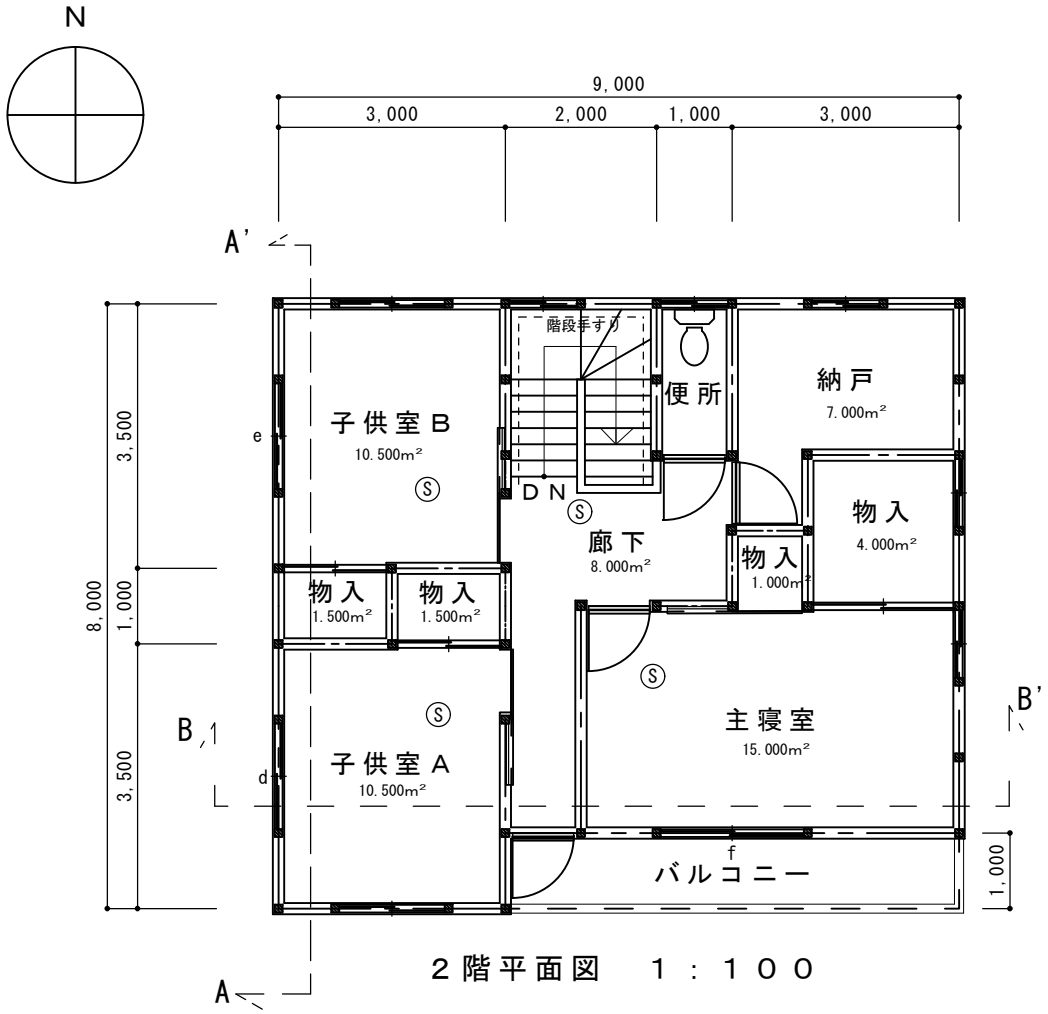

2階平面図　1：100

Ⓢ：住宅用火災警報器

		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称		図面番号
k j m			小村	杉山	1：100	図面名 平面図	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士　○○○○○○号 杉山漱石	／

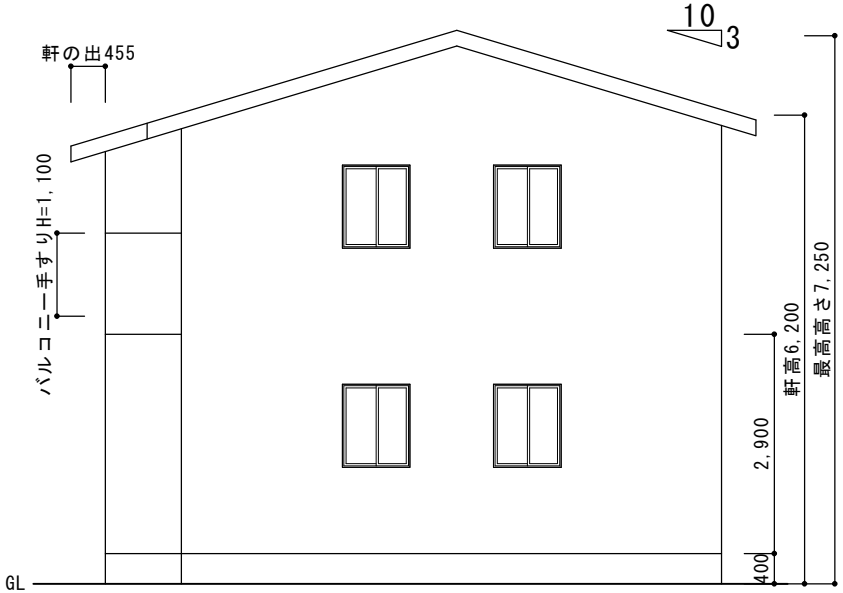

東立面図　１：１００

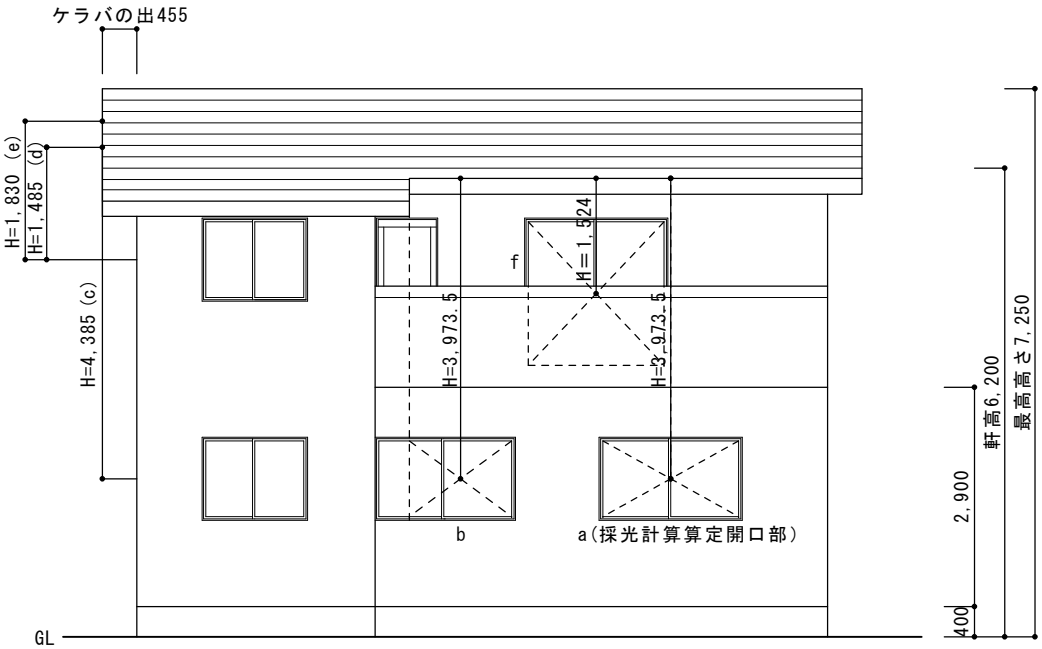

南立面図　１：１００

		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称		図面番号
k j m			小村	杉山	1：100	図面名 立面図	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士　○○○○○○号 杉山漱石	／

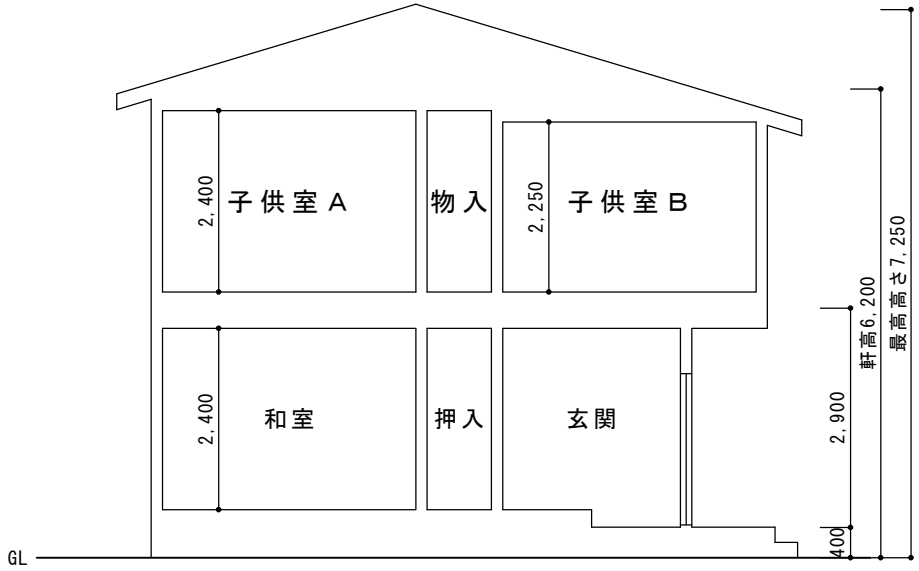

A-A'断面図　１：１００

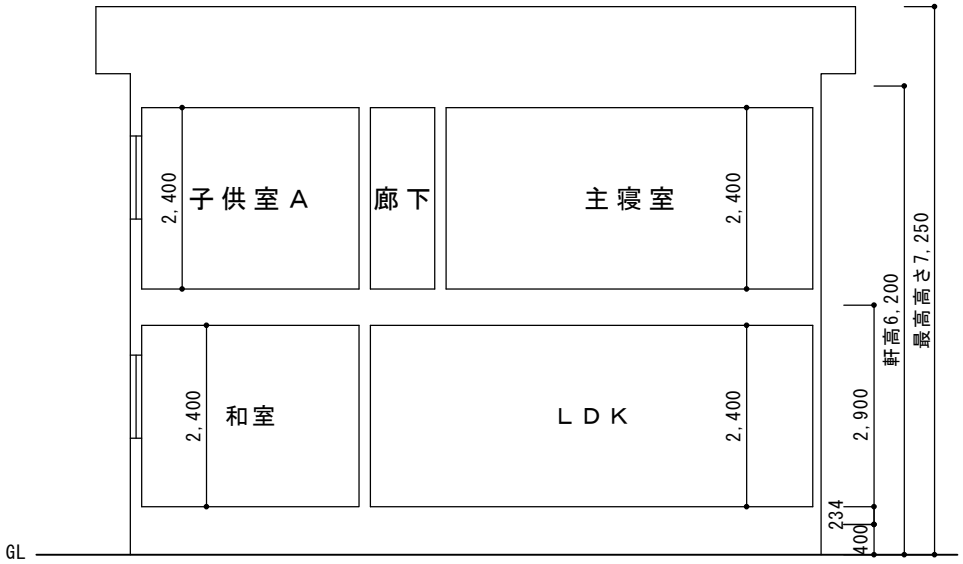

B-B'断面図　１：１００

		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称		図面番号
k j m			小村	杉山	1：100	図面名 断面図	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士　○○○○○○号 杉山漱石	／

建築計画概要書

（第一面）

建築主等の概要

【1. 建築主】

【ｲ. 氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】　ナカムラ マチオ

【ﾛ. 氏名】　中村　町男

【ﾊ. 郵便番号】　４３０－０９４６

【ﾆ. 住所】　静岡県浜松市中区元城町２１６番地の４

【2. 代理者】

【ｲ.　資格】　（　１級）建築士　（　　大臣）登録第７７７７７７号

【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石

【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）知事登録第８８８８　号
（株）杉山一級建築士事務所

【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２

【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１

【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５

【3. 設計者】(代表となる設計者)

【ｲ.　資格】　（　１級）建築士　（　　大臣）登録第７７７７７７号

【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石

【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）知事登録第８８８８　号
（株）杉山一級建築士事務所

【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２

【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１

【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５

【ﾄ. 作成した設計図書】　すべて

(その他の設計者)

【ｲ.　資格】

【ﾛ. 氏名】

【ﾊ. 建築士事務所名】　なし

【ﾆ. 郵便番号】

【ﾎ. 所在地】

【ﾍ. 電話番号】

【ﾄ. 作成した設計図書】

代表となる設計者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者について記入！

(その他の設計者)

【ｲ.　資格】

【ﾛ. 氏名】

【ﾊ. 建築士事務所名】　なし

【ﾆ. 郵便番号】

【ﾎ. 所在地】

【ﾍ. 電話番号】

【ﾄ. 作成した設計図書】

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者）

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の２第１項の表示をした者

【イ．氏名】
【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第 20 条の２第３項の表示をした者

【イ．氏名】
【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第 20 条の３第１項の表示をした者

【イ．氏名】
【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ．氏名】
【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ．氏名】
【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第 20 条の３第３項の表示をした者

【イ．氏名】
【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ．氏名】
【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ．氏名】
【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【4．建築設備に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備に関し意見を聴いた者)

【ｲ．氏名】
【ﾛ．勤務先】
【ﾊ．郵便番号】　　なし
【ﾆ．所在地】
【ﾎ．電話番号】
【ﾍ．意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備に関し意見を聴いた者)

【ｲ．氏名】
【ﾛ．勤務先】
【ﾊ．郵便番号】　　なし
【ﾆ．所在地】
【ﾎ．電話番号】
【ﾍ．意見を聴いた設計図書】

【ｲ．氏名】
【ﾛ．勤務先】
【ﾊ．郵便番号】　　なし
【ﾆ．所在地】
【ﾎ．電話番号】
【ﾍ．意見を聴いた設計図書】

代表となる建築設備に関し意見を聴いた者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての建築設備に関し意見を聴いた者について記入！

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【ｲ. 資格】　（　１級）建築士　（　大臣）登録第７７７７７７号

【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石

【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）知事登録第８８８８ 号
（株）杉山一級建築士事務所

【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２

【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１

【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５

【ﾄ. 工事と照合する設計図書】　すべて

(その他の工事監理者)

【ｲ. 資格】

【ﾛ. 氏名】

【ﾊ. 建築士事務所名】　なし

【ﾆ. 郵便番号】

【ﾎ. 所在地】

【ﾍ. 電話番号】

【ﾄ. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【ｲ. 氏名】　代表取締役　小村　一葉

【ﾛ. 営業所名】　建設業の許可（静岡県知事　）第（般ー１５）第　２４６８０　号
小村建設株式会社

【ﾊ. 郵便番号】　４２２－８０６７

【ﾆ. 所在地】　静岡県静岡市駿河区南町１４番地１号

【ﾎ. 電話番号】　０５４－２０２－５５７０

【7. 備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のﾌﾘｶﾞﾅ】ナカムラテイシンチクコウジ

【名称】中村邸新築工事

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】静岡県浜松市中区元城町２１６番地の４

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
■都市計画区域内　（■市街化区域　□市街化調整区域　□区域区分非設定）
□準都市計画区域内　□都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】　□防火地域　□準防火地域　■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】
法２２条区域

【6. 道路】
【ｲ. 幅員】　４．０００ｍ
【ﾛ. 敷地と接している部分の長さ】１３．２００ｍ

【7. 敷地面積】
【ｲ. 敷地面積】(1)（１６８．９６）（　　）（　　）（　　）㎡
(2)（　　）（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾛ. 用途地域等】（第一種住居）（　　）（　　）（　　）
【ﾊ. 建築基準法第 52 条第１項及び第２項の規定による建築物の容積率】
（１６０．００）（　　）（　　）（　　）％
【ﾆ. 建築基準法第 53 条第１項の規定による建築物の建蔽率】
（６０．００）（　　）（　　）（　　）％
【ﾎ. 敷地面積の合計】(1)（１６８．９６）㎡
(2)（　　）㎡
【ﾍ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】１６０．００％
【ﾄ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】　６０．００％
【ﾁ. 備考】

【8. 主要用途】（区分　０８０１０）　一戸建ての住宅

【9. 工事種別】
■新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替

【10. 建築面積】（申請部分　　）（申請以外の部分　　）（合計　　）
【ｲ. 建築面積】（６６．００）（　　）（６６．００）㎡
【ﾛ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
（６６．００）（　　）（６６．００）㎡

【ﾊ. 建蔽率】　３９．０７　％

【11. 延べ面積】（申請部分　　）（申請以外の部分　）（合計　　）
【ｲ. 建築物全体】（１２９．００）（　　）（１２９．００）㎡
【ﾛ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾊ. エレベーターの昇降路の部分】
（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾆ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】
（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾎ. 認定機械室等の部分】（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾍ. 自動車車庫等の部分】（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾄ. 備蓄倉庫の部分】（　　）（　　）（　　）㎡

【チ．蓄電池の設置部分】　（　　）（　　）（　　）㎡
【リ．自家発電設備の設置部分】
（　　）（　　）（　　）㎡
【ヌ．貯水槽の設置部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ル．宅配ボックスの設置部分】
（　　）（　　）（　　）㎡
【ヲ．その他の不算入部分】　（　　）（　　）（　　）㎡
【ワ．住宅の部分】　（　１２９．００　）（　　）（　１２９．００）㎡
【カ．老人ホーム等の部分】　（　　）（　　）（　　）㎡
【ヨ．延べ面積】　１２９．００㎡
【タ．容積率】　７６．３５％

【12．建築物の数】
【イ．申請に係る建築物の数】　１棟
【ロ．同一敷地内の他の建築物の数】

【13．建築物の高さ等】　（申請に係る建築物）　（他の建築物　　）
【イ．最高の高さ】　（　７．２５０）　（　　）m
【ロ．階数】　地上　（　２）　（　　）階
地下　（　　）　（　　）
【ハ．構造】　軽量鉄骨　一部　造
【ニ．建築基準法第 56 条第 7 項の規定による特例の適用の有無】　□有　■無
【ホ．適用があるときは、特例の区分】
□道路高さ制限不適用　□隣地高さ制限不適用　□北側高さ制限不適用

【14．許可・認定等】

【15．工事着手予定年月日】　令和 01 年　5 月　10 日

【16．工事完了予定年月日】　令和 01 年 10 月　10 日

【17．特定工程工事終了予定年月日】　（特定工程）
（第　回）　年　月　日（　　）
（第　回）　年　月　日（　　）
（第　回）　年　月　日（　　）

定期報告の要否を記入してください。

【18．建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否】
□要　■否

【19．建築基準法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無】
□有　■無

【20．その他必要な事項】

定期報告が必要な防火設備の有無を記入してください。

計画変更申請のときは、変更の概要を記入してください。

建築計画概要書（第三面）

付近見取図

別紙参照

小さくて見えない場合は、審査不可となります。あまり、縮小しないように！別紙添付等工夫してください。

配置図

別紙参照

小さくて見えない場合は、審査不可となります。あまり、縮小しないように！別紙添付等工夫してください。

（お願い！）
建築計画概要書は、建築基準法施行規則第 11 条の 4 第 2 項の規定により、提出された後、当該建築物が滅失又は除却されるまでの長期間にわたって、第三者となる不特定多数の方に閲覧される可能性のある書類となります。
配置図には、個人情報保護及び防犯上の観点から、建物内部の間取り等の表現は避けてください。
また、個人情報保護の観点からも訂正印による訂正も避けて頂くようお願いします。

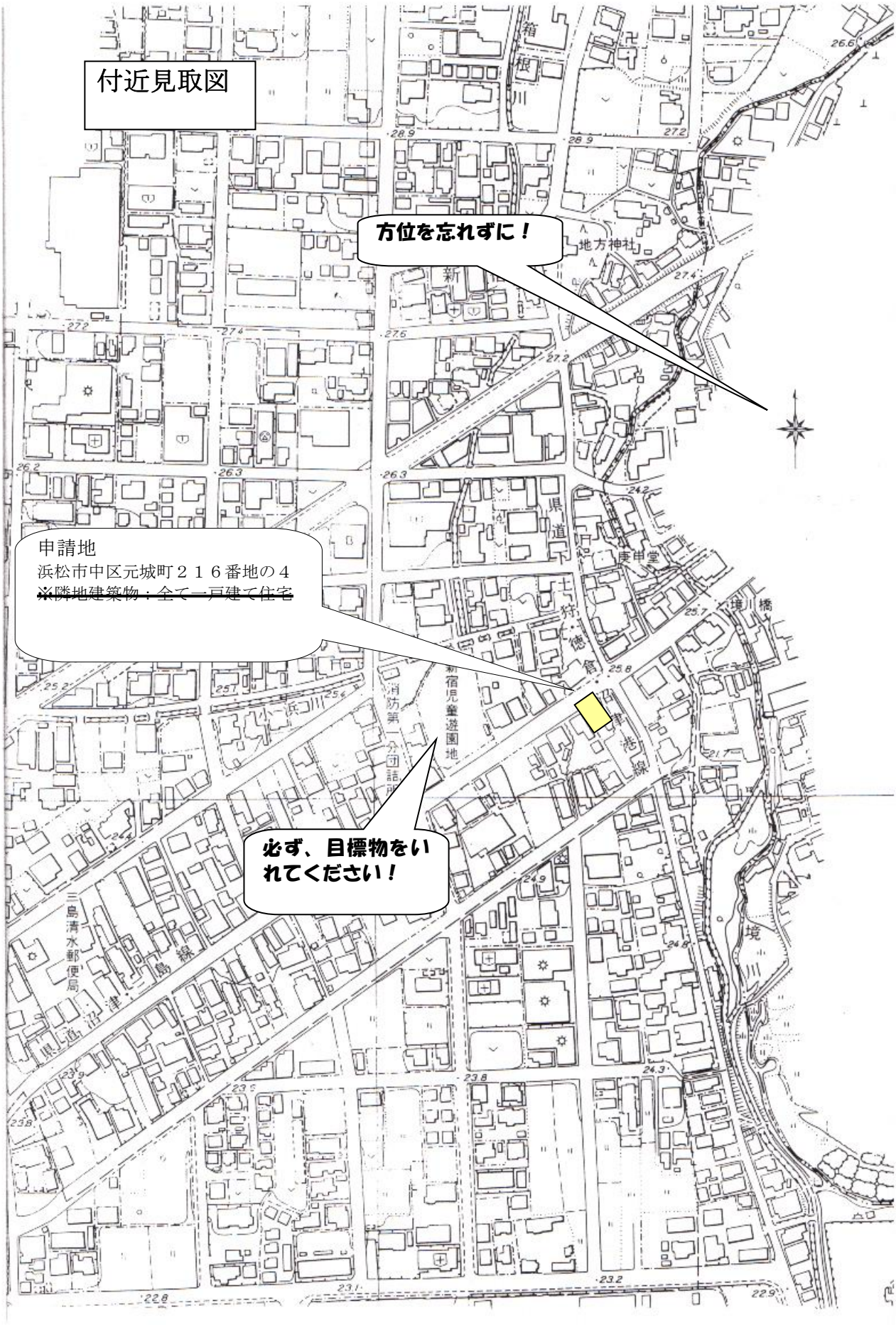
付近見取図
方位を忘れずに！
申請地
浜松市中区元城町２１６番地の４
※隣地建築物：全て一戸建て住宅
必ず、目標物をいれてください！
地方神社
新宿児童遊園地
三島清水郵便局
県道沼津三島線

第 40 号様式(第 8 条関係)（Ａ４）

あて先は、静岡県知事です。

建築基準法第 15 条第１項の規定による

建築工事届

(第一面)

提出日を記入してください。

令和 01 年　5 月　1 日

静岡県知事　様

建築主の㊞は不要となりました

建築主

氏名　中村　町男
郵便番号　４３０－０９４６
住所　静岡県浜松市中区元城町２１６番地の４
電話番号　０５３－４５９－２０７０

工事施工者(設計者又は代理者)

氏名　代表取締役　小村　一葉
営業所名(建築士事務所名)　小村建設株式会社
郵便番号　４２２－８０６７
所在地　静岡県静岡市駿河区南町１４番地１号
電話番号　０５４－２０２－５５７０

施工者が決まっていない場合、設計者又は代理者を記入してください。

工事監理者

氏名　杉山　漱石
営業所名（建築士事務所名）　(株)杉山一級建築士事務所
郵便番号　４１０－００１２
所在地　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１
電話番号　０５５－９２８－７００５

建築確認

確認済証番号　第　号
確認済証交付年月日　年　月　日
確認済証交付者

除去工事施工者が決まっていない場合、「未定」を記入してください。

除却工事施工者

氏名　代表取締役　小村　一葉
営業所名　小村建設株式会社
郵便番号　４２２－８０６７
所在地　静岡県静岡市駿河区南町１４番地１号
電話番号　０５４－２０２－５５７０

※受付経由機関記載欄

建て直し、一部分除却工事がある場合（建築工事が伴う時）は、「工事届除去工事施工者」「第四面」記入してください。
建築工事がない時（建築工事届を提出しない時）は、建築除去届を忘れずに！

除却工事施工者の㊞も不要となりました！

（第二面）

【1.着工及び工事完了の予定期日】

【ｲ.着工予定期日】　令和　04 年　05 月　01 日

【ﾛ.工事完了予定期日】　令和　04 年　10 月　10 日

【2.建築主】

【ｲ.建築主の種別】　□(1)国　□(2)都道府県　□(3)市区町村

□(4)会社　□(5)会社でない団体　■(6)個人

【ﾛ.資本の額又は出資の総額】　□(1)1,000 万円以下　□(2)1,000 万円超～3,000 万円以下

□(3)3,000 万円超～1 億円以下

□(4)1 億円超～10 億円以下　□(5)10 億円超

建築主が「会社」の場合のみ【ﾛ.資本の額又は出資の総額】にチェックを入れてください。

【3.敷地の位置】

【ｲ.地名地番】静岡県浜松市中区元城町２１６番地の４

【ﾛ.都市計画】■(1)市街化区域　□(2)市街化調整区域　□(3)区域区分

□(4)準都市計画区域　□(5)都市計画区域及び準都市

【4.工事種別】　■(1)新築　□(2)増築　□(3)改築　□(4)移転

【5.主要用途】　(1)居住専用建築物　(　０１　)

(2)居住産業併用建築物　(　　)

(3)産業専用建築物　(　　)

01･･･専用住宅（住宅、長屋、共同住宅）
02･･･専用住宅附属建築物（車庫、物置）

併用住宅の場合のみ
併用部分（住宅部分以外）の用途の番号記入

【6.一の建築物ごとの内容】

棟ごと番号つけて

【ｲ.番号】　(　１　)(　　)(

【ﾛ.用途】

□(1)事務所等	□(1)事務所等	□(1)事務所等
□(2)物品販売業を営む店舗等	□	
□(3)工場、作業場		
□(4)倉庫	□(4)倉庫	□(4)倉庫
□(5)学校	□	)学校
□(6)病院、診療所	□	)病院、診療所
■(9)その他	□(9)その他	□(9)その他
□多用途	□多用途	□多用途

居住産業併用建築物の場合、産業部分の用途に■をつける。
２つ以上の用途がある時は、大きい方を！

住宅棟については、「その他」になります。

１棟の中に２つ以上の用途があるとき、■をつける。

【ﾊ.工事部分の構造】

■(1)木造	□(1)木造	□(1)木造
□(2)鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	□(2)鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	□(2)鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
□(3)鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	□(3)鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	□(3)鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
□(4)鉄骨造	□(4)鉄骨造	□(4)鉄骨造
□(5)ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	□(5)ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	□(5)ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造
□(6)その他	□(6)その他	□(6)その他

【ﾆ.工事の予定期間】

(　５月間)　(　　月間)　(　　月間)

【ﾎ.工事部分の床面積の合計】

(１２９．００㎡)　(　　㎡)　(　　㎡)

【ﾍ.建築工事費予定額】

(２，０００万円)　(　　万円)　(　　万円)

【ﾄ.新築工事の場合における地上の階数】

(　２階)　(　　階)

【ﾁ.新築工事の場合における地下の階数】

(　　階)　(　　階)　(　　階)

新築工事の場合のみ敷地面積記入してください。増築は、いらない。

【7.新築工事の場合における敷地面積】　１６８．９６㎡

（第三面）

居住専用建築物・居住産業併用建築物の場合に作成

【1.住宅部分の概要】

【ｲ.番号】　1

【ﾛ.新設又はその他の別】　(1)新設　(■新築　□増築　□改築)

(2)その他　(　□増築　□改築)

公的資金を使用しない場合。

【ﾊ.新設住宅の資金】　■(1)民間資金住　□(2)公営住宅　□(3)住宅金融支援機構住宅

□(4)都市再生　構住宅　□(5)その他

プレハブ、枠組工法以外の場合。

【ﾆ.住宅の建築工法】　□(1)在来工　■(2)プレハブ工法　□(3)枠組壁工法

【ﾎ.住宅の種類】　■(1)専用住　□(2)併用住宅　□(3)その他の住宅

【ﾍ.住宅の建て方】　■(1)一戸　□(2)長屋建住宅　□(3)共同住宅

【ﾄ.利用関係】　■(1)持　(2)貸家　□(3)給与住宅　□(4)分譲住宅

【ﾁ.住宅の戸数】　(　(　戸)　(　戸)　(　戸)

【ﾘ.工事部分の床面積の合計】　(１２９．　(　㎡)　(　㎡)　(　㎡)

（１）新築　新築･･･さら地に新築
増築･･･別棟に居室+台所+便所のある新築又は、同一棟で居室+台所+便所のある増築
（２）その他増築･･･上記以外の増築

既存建築物を解体し、引き続き、建築する場合、記入のこと。解体既存建築物のことついて記入。

（第四面）

【1.主要用途】　(1)居住専用建築物　(　０１)

(2)居住産業併用建築物　(　)

(3)産業専用建築物　(　)

【2.除却原因】　■(1)老朽して危険があるため　□(2)その他

【3.構造】　■(1)木造　□(2)その他

【4.建築物の数】　1

【5.住宅の戸数】　1　戸

【6.住宅の利用関係】　■(1)持家　□(2)貸家　□(3)給与住宅

【7.建築物の床面積の合計】　８３．００㎡

【8.建築物の評価額】　８３千円

センター別記Ｃ－１１号様式（Ａ４）

※ 第　　号　　年　　月　　日

し尿浄化槽に関する通知書

し尿浄化槽に関する確認申請書を受理したので、建築基準法第93条第5項の規定により通知します。

保健所長　様

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
理事長　　柳　敏幸　　印

※	受理年月日	年　　月　　日			
1	建築主の住所及び氏名	浜松市中区元城町２１６番地の４ 中村　町男			
2	浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在地	未定 登録又は届出番号　　知事（登・届　　）第　　号			
3	浄化槽設備士の氏名	未定　　免状交付番号　第　　号			
4	設置場所	浜松市中区元城町２１６番地の４			
5	建築物の用途	住宅			
6	処理対象人員	５　人	算定根拠	番号(　２　)用(　イ　)	
				算定(　n=　5　)	
7	単独処理、合併処理の別	単独処理　・　合併処理			
8	し尿浄化槽の種類	(1)型式認定浄化槽(名称　　認定番号　型　01afOa005123) (2)　その他　　※ABIC-4567			
9	し尿浄化槽の規模	５　人槽			
１０	し尿浄化槽の構造方法	(2)　昭和５５年建設省告示1292号の区分 第(　　)の(　　) (2)処理方法 (　　その他の方式　　)			
１１	放流水	水　質	BOD　２０　mg/ℓ	水　量	１．０　m3／日
		放流先	地先側溝	放流方法	自　然　・　動　力

(注)

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

3　浄化槽工事業者が未定の場合は、２欄及び３欄には未定と記入してください。

4　６欄の算定根拠欄には、日本工業規格Ａ３３０２の該当類似用途番号及び用途並びに処理対象人員の算定式を記入してください。

5　10欄については、大臣認定を受けた し尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。